

# R 6 営繕 徳島商業高等学校 徳・城東 トイレ改修工事電気

通し番号	図面番号	図面名称	通し番号	図面番号	図面名称	通し番号	図面番号	図面名称
01	E-00	表紙・図面目録			【2. 北校舎】			【5b. 特別教室西】
			17	E2-01	電気設備 北校舎 1~4階全体図	33	E5b-01	電気設備 特別教室西 1・2階全体図
		【共通図面】	18	E2-02	電気設備 北校舎 1階平面図 改修前後(1)	34	E5b-02	電気設備 特別教室西 1階平面図 改修前後
02	共-01	営繕工事共通仕様書(1)	19	E2-03	電気設備 北校舎 1階平面図 改修前後(2)	35	E5b-03	電気設備 特別教室西 2階平面図 改修前後
03	共-02	営繕工事共通仕様書(2)	20	E2-04	電気設備 北校舎 2階平面図 改修前後			
04	共-03	営繕工事共通仕様書(3)	21	E2-05	電気設備 北校舎 3階平面図 改修前後			【6. 研修会館】
05	電特-01	電気設備工事 特記仕様書(1)	22	E2-06	電気設備 北校舎 4階平面図 改修前後	36	E6-01	電気設備 研修会館 1・2階全体図
06	電特-02	電気設備工事 特記仕様書(2)				37	E6-02	電気設備 研修会館 1階平面図 改修前後
07	E-01	配置図・付近見取図			【3. 西校舎】	38	E6-03	電気設備 研修会館 1・2階平面図 改修前後
08	E-02	凡例・照明器具姿図	23	E3-01	電気設備 西校舎 1~3階全体図			
09	E-03	参考工事工程表	24	E3-02	電気設備 西校舎 1階平面図 改修前後(1)			【8. クラブハウス】
			25	E3-03	電気設備 西校舎 1階平面図 改修前後(2)	39	E8-01	電気設備 クラブハウス 1階全体図
		【1a. 本館西】	26	E3-04	電気設備 西校舎 2階平面図 改修前後	40	E8-02	電気設備 クラブハウス 1階平面図 改修前後
10	E1a-01	電気設備 本館西・東 1~4階全体図	27	E3-05	電気設備 西校舎 3階平面図 改修前後			
11	E1a-02	電気設備 本館西 1階平面図 改修前後						
12	E1a-03	電気設備 本館西 2階平面図 改修前後			【4. 情報図書会館】			
13	E1a-04	電気設備 本館西 3階平面図 改修前後	28	E4-01	電気設備 情報図書会館 1階平面図 改修前後(1)			
14	E1a-05	電気設備 本館西 4階平面図 改修前後	29	E4-02	電気設備 情報図書会館 1階平面図 改修前後(2)			
		【1b. 本館東】			【5a. 特別教室東】			
15	E1b-01	電気設備 本館東 1・2階平面図 改修前後(1)	30	E5a-01	電気設備 特別教室東 1・2階全体図			
16	E1b-02	電気設備 本館東 1・2階平面図 改修前後(2)	31	E5a-02	電気設備 特別教室東 1階平面図 改修前後			
			32	E5a-03	電気設備 特別教室東 2階平面図 改修前後			

課長	副課長	課長補佐	主査兼係長	係長	係長	課員	担当

徳島県土木整備部営繕課	設計	竣工	令和6年6月	工事名	R 6 営繕 徳島商業高等学校 徳・城東 トイレ改修工事電気	図面番号	E-00	株式会社 川建設計	1級建築士登録 第126265号 川端社一郎
				図面名	表紙・図面目録	縮尺	NON A2:100 % A3:70.7%		



- (4) 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。
- 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業者を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年10月25日 建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。
  - 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業者を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年10月25日 建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。
  - 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。
  - 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。
  - 受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。
  - 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。
  - 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、バーজন材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

- (5) 受領書の交付
受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。
- (6) 再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等
受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関する発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員へ提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。
- (7) 建設発生土の運搬を行う者に対する通知
受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工書の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。
- (8) 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付
請求等受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。

#### 13. 材料・製品等

- (1) 本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。
- (2) 受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」に記載品を指すものとする。
- (3) 県産木材の原則使用
- 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
  - 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。
    - 徳島県木材認証制度より、県内産であることが「産地認証」された木材
    - (a) 以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材
  - 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。
  - 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。
  - 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。
- (4) 製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加入・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。
- (5) 標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。
- (6) 県内産資材の原則使用
- 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。
  - 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

<div><div><div><div><div><div><span></span></div></div></div><div><div><div><span></span></div></div></div><div><div><div><span></span></div></div></div></div></div></div> <div>県内産資材（次のいずれかに該当するもの）</div> <div><ul style="list-style-type: none"><li>材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品</li><li>徳島県内の工場で加工、製造された製品</li></ul></div> <div>(注) ・部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。<div><ul style="list-style-type: none"><li>県内企業が県外に立地した工場（自社工場）で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。</li><li>公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</li></ul></div></div>
--

- (7) 県内企業調達建材等の優先使用

受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（以下、「県内企業調達建材等」という。）を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。

- (8) 県内産再生砕石の原則使用
受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。
- (9) アスファルト舗装の材料
受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。

#### 14. 化学物質を発散する建築材料等

- 本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。
- (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- (2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- (3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含まない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- (4) 塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- (5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

#### 15. 施工

- (1) 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。
- (2) 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は當繕課へ問い合わせ、工事に滞漏のないようにすること。
- (3) 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処置を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。
- (4) 施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。
- (5) 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書等を監督員に提出すること。
- (6) 設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。
- (7) 試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。

#### 16. 建設機械等

- (1) 排出ガス対策型建設機械
本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日 建設省経機発第249号 最終改正 平成14年4月1日 国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。
- (2) 低騒音・低振動型建設機械
本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。
- (3) 特定自主検査
本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。
- (4) 不正軽油の使用禁止
受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

#### 17. 遠隔臨場の試行

- (1) 受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「營繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。
- (2) 受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円以上の場合において、「營繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。

#### 18. 工事看板等

- (1) 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。
- (2) 受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了後「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。
- (3) 受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター（A3）」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。
- 区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事
  - 当初請負金額が200万円未満の工事

#### 19. 仮設トイレ

受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。
・当初請負対象金額（設計金額）3千万円未満の工事
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。
・当初請負対象金額（設計金額）3千万円以上の工事
原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。
受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。
なお、洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

#### 20. 設計変更箇所確認

設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

#### 21. 工事検査及び技術検査

- (1) 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円未満	－	1回
3千万円以上5千万円未満	－	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

(注) 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落した工事をいう。
一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。

- (2) 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。
- (3) 中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。
- (4) 基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。
- (5) 外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。

#### 22. 完成図等

- (1) 電子納品：対象
- (2) 受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」という。）すること。
- (3) 提出書類
・竣工図（製本3部、電子データ2部）（サイズ：監督員の指示による）
・工事写真（電子データ2部）
・使用材料一覧表（竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部）
・保全に関する資料
・その他監督員が指示する図書（必要部数）
- (4) しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をOD-R等に保存する。
- (5) 工事写真の電子データは完成写真、着事前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で明確に確認できること。
- (6) 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官庁営繕部監修「營繕工事写真撮影要領」によること。

区 分	サ イ ズ
着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ
施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ
完成写真	カラー、手札版又はサービスサイズ

- (7) 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。
- (8) 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。

#### 23. デジタル工事写真の小黑板情報電子化

- (1) 受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。
- (2) 対象工事は、徳島県CALLS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。

	工事名	図面番号			
	R 6 営繕 徳島商業高等学校 徳・城東 トイレ改修工事電気	共-02			1級建築士登録
		縮尺	A2:100 %		第126265号
	営繕工事共通仕様書(2)	NON	A3:70.7%		川端士一郎

24. 火災保険

火災保険

本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約款 第55条）

- (1) 対象物  
工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。
- (2) 付保除外工事  
次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。  
・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事  
・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）
- (3) 付保する時期及び金額  
鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。
- (4) 保険終期  
工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。
- (5) その他  
・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。  
・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

25. 公共事業労務費調査

当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。

受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

26. 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除

- (1) 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（2）に規定する場合は、下請負人から報告があったときには、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。
- (3) 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- (4) 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。
- (5) 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- (6) 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

	徳島県県土整備部営繕課		工事名 R 6 営繕 徳島商業高等学校 徳・城東 トイレ改修工事電気	図面番号 共-03	株式会社 <b>川建設計</b> 1級建築士登録 第126265号 川端社一郎
			図面名 営繕工事共通仕様書(3)	縮尺 NON A2:100 % A3:70.7%	

### III. 電気設備工事特記仕様書

#### 1 章 一般共通事項

##### 1. 官公署その他への届出手続等

- 本工事に必要な工用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。  
官公署その他への届出手続等は（標仕<1>1.1.3）により行う。なお、監理指針<1>1.1.3を参考とする。
  - ・ 自家用電気工作物の保安規程（ ・ 本工事に關し定める ○ 既存施設の保安規程を適用（改修・増築等））
  - ・ 既存施設の保安規程を適用する場合の工事、維持、運用に関する保安業務（ ⊙ 本工事 ・ 別途 ）
- 官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
- 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。

##### 2. 技能士

技能士の適用については、次の技能検定作業（以下「作業」という。）のうち、各工事に適用する作業を指定するものとする。

技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。技能士は適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。

技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等、県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート 圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金 かわらぶき	・ 内外装板金作業 ・ かわらぶき作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作 サッシ施工 ガラス施工	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業 ・ アルミ製室内建具製作作業 ・ ビル用サッシ施工作業 ・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ 施工 表装	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーベット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ 表具作業 ・ 壁装作業
配管	配管	・ 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空調和 機器施工	・ 冷凍空調和機器施工作業

（注）表中○印の入った作業に係る技能士を本工事で活用する。

##### 3. 他工事との工事区分

図面に記載されていない他工事との工事区分は次表による。

項 目	建築	電気	管	その他	備考
梁・壁・床スリーブ入れ		○	○		
同上穴埋補修		○	○		
スリーブ開口補強（鉄筋）	○				
同上（リンブレン等）	○				
床・天井点検口	○				
設備器具天井開口墨出		○	○		
同上切り込み及び開口補強	○				
衛生器具取付のブロック壁空洞部分のモルタル埋め			○		
壁掛小便器取付壁（ライニング）の補強	○				
給排気ガラー取付け			○		
設備機器撤去		○	○		
手摺、鏡撤去、消毒ディスペンサー取外し	○				
設備配管・配線撤去部の孔埋め		○	○		
和風便器及びスラブの撤去、スラブの復旧	○				
トイレブースパネルの加工・補強 （電気配線用の空配管、器具取付け用補強等）	○				

##### 4. 施工条件

施工条件は次による。

- ・ 工程については、関連工事間及び施設管理者と協議の上決定すること。
- ・ 施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は、原則平日の授業中はできないものとする。  
また、休日においても施設管理者より作業中止の要望のある場合は、作業の中止を行う場合がある。
- ・ 工事の施工に当たっては工事進入ゲートに交通整理員を配置し、一般交通等に支障を及ぼさないように十分注意し施工するものとする。
- ・ 工事車両等の配置及び経路は、日時により制限があるので、事前に打合せを行うものとする。
- ・ 工事着工前に設備配管等を十分に調査し、支障のある場合は関係者に連絡して適切な処理をすること。
- ・ その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程調整及び確認を行うものとする。

##### 5. 発生材の処理等

発生材の処理等は、標仕<1>1.3.9「発生材の処理等」により行う。

(1) 産業廃棄物の処理

産業廃棄物の種類毎に次の処分場を指定する。

種 類	処分許可業者の会社名 <処分区分>	優 良	所 在 地 処 分 地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単 位
コンクリート (無筋)	(有) 吉野川ポンプ <中間処分>		徳島市応神町東真方字北野7-2 徳島市応神町東真方字西中須49-1	8.8	1,200	t
コンクリート (有筋)	(有) 吉野川ポンプ <中間処分>		徳島市応神町東真方字北野7-2 徳島市応神町東真方字西中須49-1	8.8	1,500	t
金属	(株)旭金属 <処分>	○	徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12	4.0	0	t
木材	(有) 徳島興産	○	徳島市津田海岸町2番90号 徳島市津田海岸町2番90号	5.2	10,000	t
廃プラスチック	(財) 徳島県環境整備公社 (徳島東部)		板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	12.6	35,000	t

（注）表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者（以下「優良産廃処分業者」という。）」であることを示す。

- ・ コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。
- ・ 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。なお、上記の処分場が優良産廃処分業者に認定されているとき、処分場を変更する場合は、原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。

##### 6. 養生等

- 本工事に伴い既存部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならぬ補修する。
- 工事により影響の及ぼす範囲内にある重要物品は次のとおりである。受注者は、注意事項に従い適切な措置を施すこと。

物 品 名	情報ネットワークサーバ機器、警備機械、電話交換機等
注 意 事 項	分電盤改修（停電作業）によりこれらの機器へ影響を及ぼさないよう、事前措置について学校管理者と協議を実施し、必要があれば仮設電源等の対応を施すこと。なお、新たに必要となる仮設電源等の設置経費は設計変更の協議対象とする。

##### 7. 機材の品質等

- 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
  - ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。
  - ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
  - ③法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
  - ④製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
  - ⑤販売、保守等の営業体制を整えていること。

品 目	機 材 名 ・ 注 記
LED照明器具	一般屋内用に限る
盤類	分電盤（OA盤・実験盤を含む）、制御盤、キュービクル式配電盤 高圧スイッチギヤ（CW形、PW形）
高圧機器	高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器 高圧変圧器（特定機器）、高圧避雷器
蓄電池	ペント形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池、据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池 シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
交流無停電電源装置	常時インバータ給電方式（定格出力300kVA以下のもの）、ラインインタラクティブ方式 常時商用給電方式、常時インバータ給電方式（簡易型）
太陽光発電装置	パワーコンディショナ及び系統連系保護装置 ※系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含み、 太陽電池アレイ及び接続箱を除く。
監視カメラ装置	
中央監視制御装置	簡易形監視制御装置、監視制御装置

- 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- 機材の検査に伴う試験については、標仕<1>1.4.5により行う。また、製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

##### 8. 施工調査

- 工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
- 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査（支障物件の調査・確認を含む）及び工事関係者（施設管理者・電気主任技術者・関係官公庁等）との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

#### 2 章 共通工事・関連工事

##### 1. 耐震施工（参考図書：建築設備耐震設計・施工指針（2014年版））

- 設備機器の固定は、施設の種類並びに機器の種類、重要度及び設置階に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないようにする。  
なお、施工に先立ち、耐震計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。
  - ・ 設計用水平地震力  
機器の重量（kN）に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、設計用標準水平震度は、特記なき場合は下表による。
  - ・ 設計用鉛直地震力  
設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

（注） ・ 上層階の定義は次のとおりとする。  
2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階  
・ 水槽類にはオイルタンク等を含む。

- 質量100kg以下の軽量な機器（標仕の適用を受けるものは除く）の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。
- 横引き配管等の耐震支持は、施設の種類に応じたものとする。

##### 2. あと施工アンカー

あと施工アンカーボルトの選定については、次による。

- 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、重要機器及び次の機器については、施工後確認試験を行う。
  - （ ⊙ 指定なし ・ ）
  - ・ 試験方法 引張試験機による引張試験とし、確認強度まであと施工アンカーを引張るものとする。
  - ・ 試験箇所数 1ロットに対し3本とし、ロットから無作為に抜き取る。
- 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
- 屋外に使用するものはステンレス製又はJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとす。

##### 3. 非破壊検査

- はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工に当たり、埋設物の事前調査を行い、監督員に報告すること。
- 施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。なお、探査の結果、放射線透過検査を必要とする場合については、監督員と協議の上、適切に対応するものとする。

##### 4. 仮設工事

- 工用電力、用水については、原則として次による。ただし、施設管理者と協議すること。
  - ・ 既存電力利用（ ・ できる ⊙ できない ）、電力料金（ ・ 有償 ・ 無償 ）
  - ・ 既存用水利用（ ・ できる ⊙ できない ）、用水料金（ ・ 有償 ・ 無償 ）
- 工事車両用の駐車場、資材置場及び現場事務所用地については、次による。ただし、施設管理者と協議すること。
  - ・ 同用地は、（ ・ 図示の場所に ⊙ 用意していないので業者にて ） 設けること。

	徳島県県土整備部管轄課			工事名 R 6 管轄 徳島商業高等学校 徳・城東 トイレ改修工事電気	図面番号 電特-01	株式 会社 <b>川建設計</b> 1級建築士登録 第126265号 川端社一郎
				図面名 電気設備工事 特記仕様書(1)	縮尺 NON A2:100 % A3:70. 7%	

## 10. その他共通事項

- (1) 配管工事
  - ・最上階の天井配管は、原則二重天井内のいんべい施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。（最上階が二重天井の場合に限る。）
  - ・長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。（標仕<2>2.2.9、<2>2.12.4）
  - ・屋外の金属製防水形プルボックスは、（ ・ ステンレス製 ○ 鋼板製 ）とし、（ ・ メラミン焼付塗装 ○ 溶融亜鉛めっき ・ 無塗装 ）とする。
  - ・屋外布設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m2のものを使用し、原則塗装不要とする。
- (2) 塗装工事
  - ・次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。（ ○ 一般居室、廊下等 ○ 屋内露出部分 ）
  - ・屋内、屋外及びビット内の支持金物等のうち、ステンレス製又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装不要とする。
- (3) 配線器具
  - ・図面に記載なきフラッシュプレートは、（ ○ 新金属製 ・ 樹脂製 ）とする。
- (4) 支持金物等
  - ・屋外及びビット内の支持金物等はステンレス製又は鋼材にJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとする。
- (5) 用途別表示
  - ・盤内、幹線プルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール内、その他の要所には合成樹脂製、ファイバ製等の表示札等を取付け、回路の種別、行先等を表示する。（標仕 <2>2.2.10、<2>2.12.5）
  - なお、屋外において直接外気に触れる場所（盤内、プルボックス内を除く。）及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
  - ・カバープレート及びプルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う。なお、屋外部分の表示はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
- (6) その他
  - ・分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。
  - ・分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数（スペースを含む）に応じた配管を天井裏まで立上げる。
  - ・改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。
  - ・自家用電気工作物の保安規程に基づき、電気主任技術者による工事中の点検並びに工事完成時の検査を実施し、成績書を提出する。

## 3章 電灯設備

### 1. LED照明器具

LEDモジュールの光源色は、監督員との協議により、標準図に規定する光源色を変更できる。ただし、非常照明用及び誘導灯用を除く。

## 4章 その他

### 1. 機器取付高さ

次表を標準とする。ただし、天井高がFL+3,000以上の場合及び機器の使用に支障がある場合は、監督員と協議する。

名 称	測点	取付高(mm)	備 考
【電灯】			
分電盤	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
スイッチ	床上～中心	1,300	
コンセント（一般）	床上～中心	300	
”（和室）	床上～中心	150	
”（台上）	台上～中心	150	
”（土間）	床上～中心	800～1,300	
”（車椅子用）	床上～中心	900	
ブラケット（一般）	床上～中心	2,100～2,300	
”（踊場）	床上～中心	2,000～2,600	
”（鏡上）	鏡上端～中心	150	
多機能便所スイッチ	床上～中心	1,100	
【誘導支援・呼出】			
壁付インターホン（一般）	床上～中心	1,300	
”（外部受付）	床上～中心	標準図による	
”（モニター付）	床上～中心	1,400	
”（カメラ付）	床上～中心	1,100～1,400	
壁付位置ボックス（一般）	床上～中心	300	
”（和室）	床上～中心	150	
呼出ボタン（多機能便所）		900(400)	(400)は床に転倒した場合を考慮した取付高を示す
【火災報知】			
受信機・副受信機	床上～中心	1500	
機器収容箱	床上～中心	800～1,500	
発信器	床上～中心	800～1,500	
警報ベル	天井下～上端	200	
表示灯	天井下～上端	200	

### 2. 配線図記号

- (1) EM-EEFケーブルにて、4芯以上の配線を布設する場合、全部又は一部に4芯のものを使用しても差し支えない。
- (2) 図面に明記なき配管は次のとおりとする。
  - (G16) (G22) … 厚鋼電線管（JIS C 8305「鋼製電線管」によるもの）を示す。
  - (16) (22) … PF管（単層管）（JIS C 8411「合成樹脂製可とう電線管」によるもの）を示す。
  - (19) (25) … ねじなし電線管（JIS C 8305「鋼製電線管」によるもの）を示す。
- (3) EM電線及びEMケーブルの表記において、「EM」が省略されている場合は、「EM」付きの表記のものに読み替える。

徳島県土木整備部営繕課

工事名  
R6営繕 徳島商業高等学校 徳・城東 トイレ改修工事電気

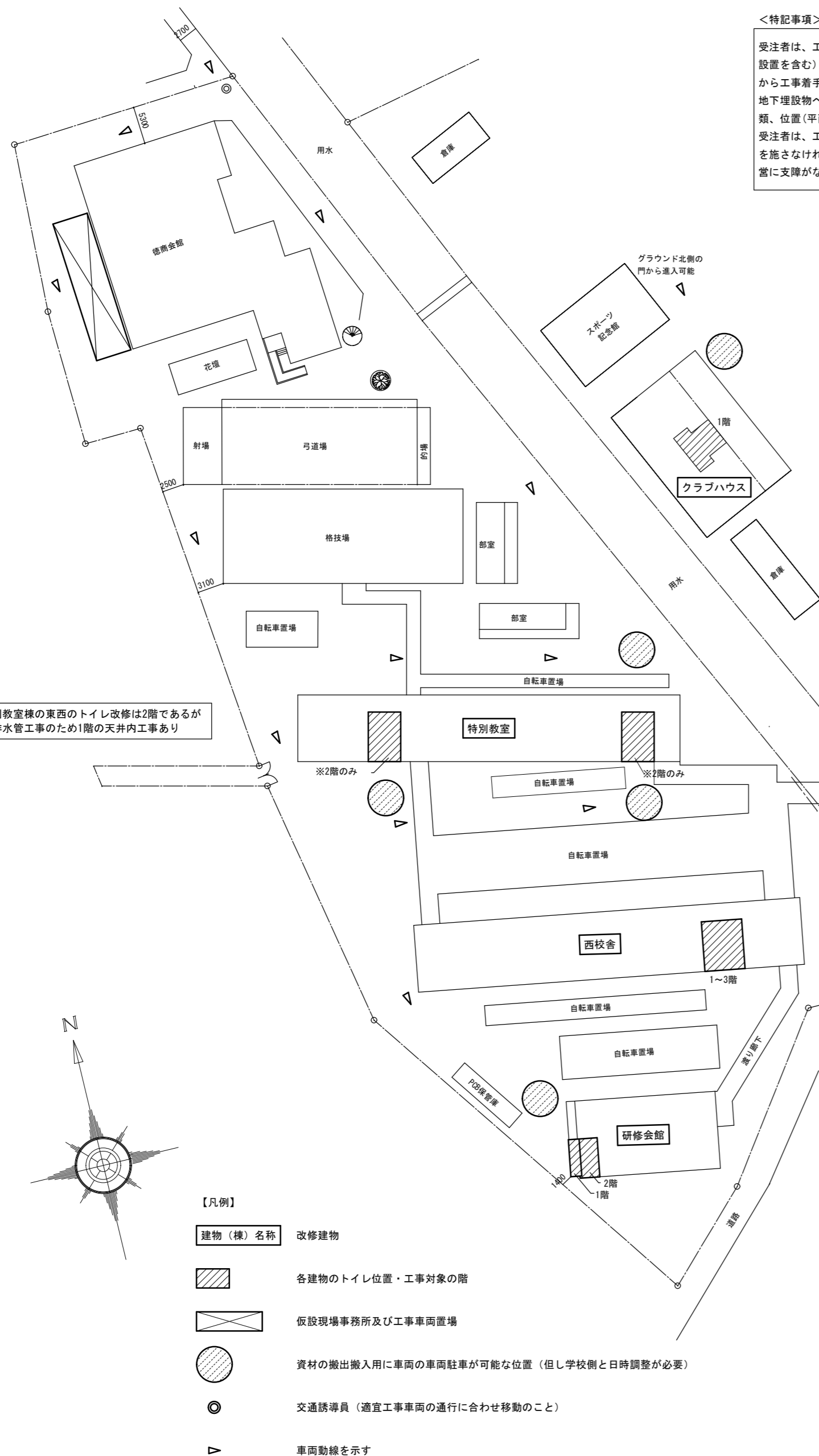
図面番号  
電特-02

株式会社 **川建設**

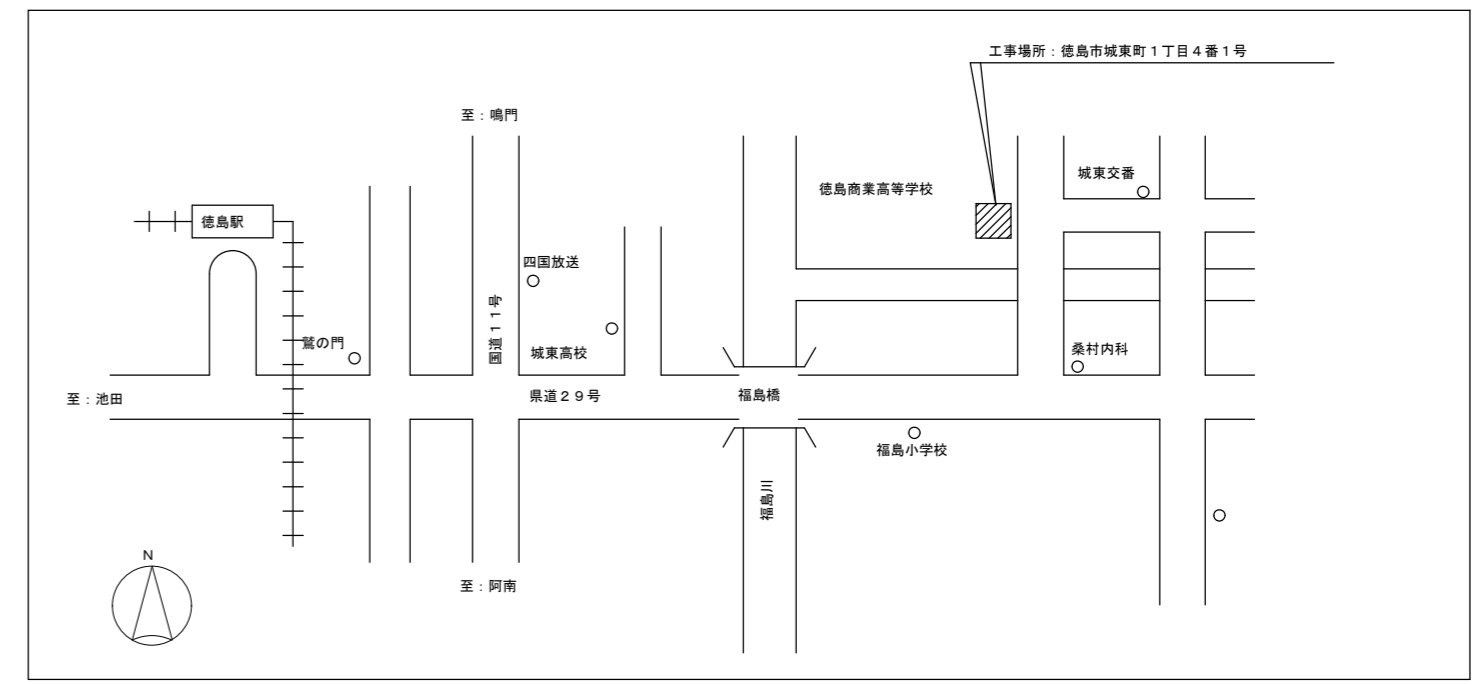
1級建築士登録  
第126265号  
川端社一郎

図面名  
電気設備工事 特記仕様書(2)

縮尺  
NON A2:100 %  
A3:70.7%



<特記事項>  
 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。  
 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。  
 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、直ちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。



付近見取図

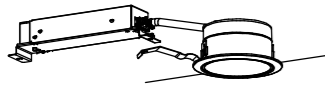

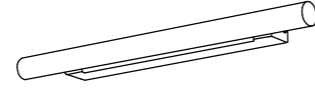
※特別教室棟の東西のトイレ改修は2階であるが給排水管工事のため1階の天井内工事あり

- 【凡例】
- 建物（棟）名称 改修建物
  - 各建物のトイレ位置・工事対象の階
  - 仮設現場事務所及び工事車両置場
  - 資材の搬出搬入用に車両の車両駐車が可能な位置（但し学校側と日時調整が必要）
  - 交通誘導員（適宜工事車両の通行に合わせ移動のこと）
  - 車両動線を示す

配置図 1/600

工事名 R6宮緒 徳島商業高等学校 徳・城東 トイレ改修工事電気	図面番号 E-01	株式会社 川建設 1級建築士登録 第126265号 川端社一郎
図面名 配置図・付近見取図	縮尺 1/600 A2:100 % A3:70.7%	

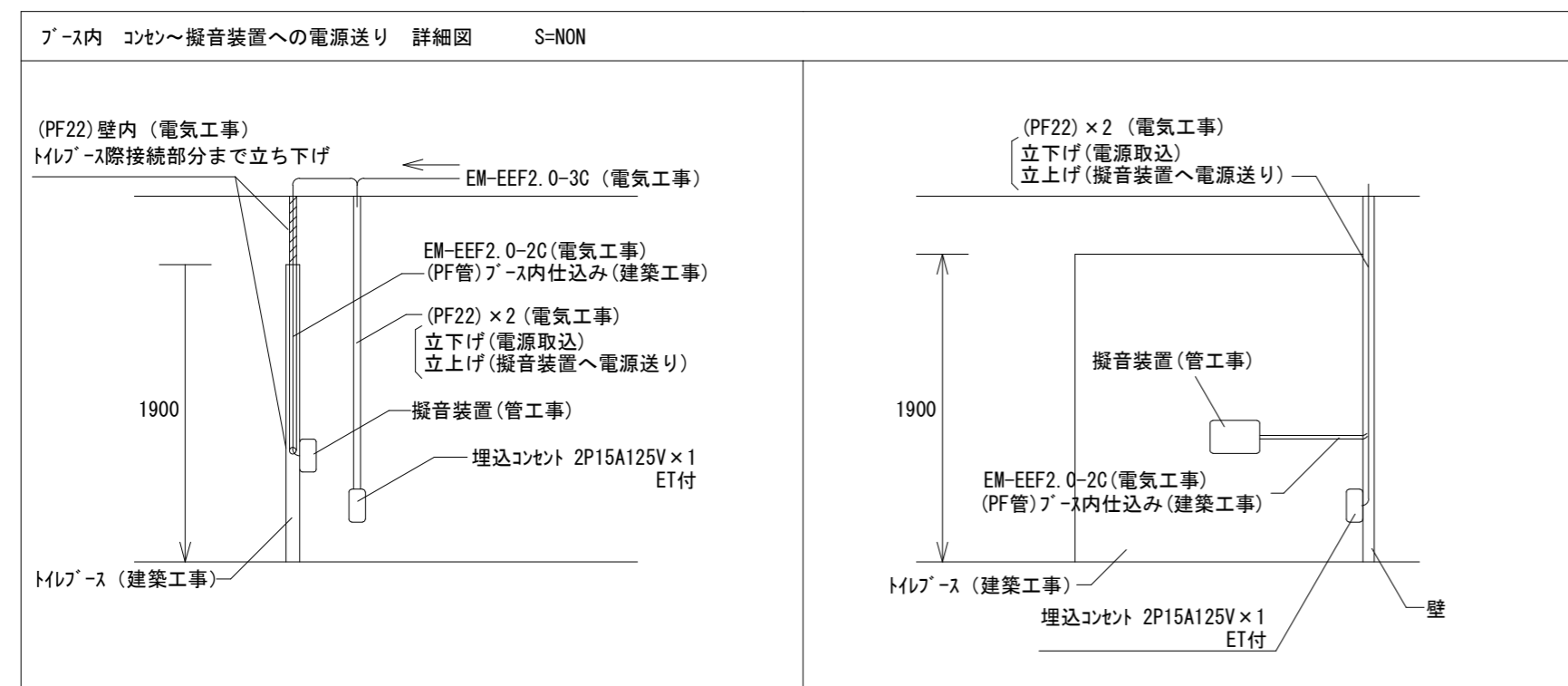
徳島県土木整備部営繕課
-------------

A	ダウンライト 100形	B	LED照明器具 直付型 W150	C	ミラーライト
 <p>公共施設型番：LRS1-08</p>		 <p>公共施設型番：LSS9-4-30</p>		 <p>5000K、電圧100V カバー：プラスチック（乳白） 壁面取付</p>	

凡例

記号	名称	適用
	電灯盤	詳細図参照
	照明器具	詳細図参照
	照明器具	詳細図参照
	照明器具	詳細図参照
	熱線センサー付自動スイッチ（親器）	天井付（8A）・広角検知形
	熱線センサー付自動スイッチ（子器）	天井付
	熱線センサー付自動スイッチ（子器）	天井付・換気扇連動用
	熱線センサー付自動スイッチ（親器）	天井付・換気扇連動用
	埋込スイッチ（片切）	1P15A（新金属プレート）
	埋込コンセント	2P15A125V×1 ET付（新金属プレート）
	カバープレート	（新金属プレート） 1連用
	埋込スイッチ（片切）	1P15A（既設）
	埋込スイッチ（PL）	1P15A（既設）
	アクトレックボックス	
	換気扇	（空調工事）
	シロコファン	（空調工事）
特記なき配管配線は下記とする		
【改修後】		
（電灯回路）		（コンセント回路）
	EM-EEF1.6-2C (PF16)	EM-EEF2.0-2C (PF22)
	EM-EEF1.6-3C (PF22)	EM-EEF2.0-3C (PF22)
二重天井内は、ケーブルこがし配線とする		
壁内立上げ立下げ部分は、上記記載のPF管にてケーブル保護をする		

- 注記 1) スイッチ撤去後、カバープレート（新金属）取付のこと  
2) 既設RC壁内立上げ立下げ部分は、溝ばつり、配管後モルタル詰めをすること



※各工事間の接続方法については、詳細を工事間で打合せ調整のこと  
※(PF管)ブース内仕込み(建築工事)についてはPF16～19としメーカー仕様による

徳島県土整備部営繕課

工事名 R6 営繕 徳島商業高等学校 徳・城東 トイレ改修工事電気

図面番号 E-02

株式会社 川建設

1級建築士登録  
第126265号  
川端社一郎

図面名 凡例・照明器具姿図

縮尺 NON A2:100% A3:70.7%



工事対象棟 (対象階)	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	12ヶ月	備考
全体	準備期間・施工前調査 現場事務所設置											現場事務所撤去 竣工検査	
本館西 (1階～4階)				準備期間・施工前調査	仮設工事	解体工事	内装工事 設備工事	仮設撤去	試験調整・検査				・本館東と同時期の施工はしない
本館東 (1階・2階)		準備期間・施工前調査	仮設工事	解体工事	内装工事 設備工事	試験調整・検査							・本館西と同時期の施工はしない
北校舎 (1階～4階)							準備期間・施工前調査	仮設工事	解体工事	内装工事 設備工事	仮設撤去	試験調整・検査	・本館と同時期の施工はしない ・夏休み期間を主体として工事
情報図書会館 (1階)	準備期間・施工前調査	仮設工事	解体工事	内装工事 設備工事	試験調整・検査								・本館西と同時期の施工はしない
クラブハウス (1階)		準備期間・施工前調査	衛生機器改修 トイレブース改修	試験調整・検査									・夏休み、冬休み、春休みの間以外で工事
西校舎 (1階～3階)				準備期間・施工前調査	仮設工事	解体工事	内装工事 設備工事	仮設撤去	試験調整・検査				・特別教室と同時期の施工はしない
特別教室東・西 (2階) ※配管工事のため1階も対象		準備期間・施工前調査	仮設工事	解体工事	内装工事 設備工事	試験調整・検査							・西校舎と同時期の施工はしない
研修会館 (1階・2階)							準備期間・施工前調査	仮設工事	解体工事	内装工事 設備工事	試験調整・検査		・食堂隣接のため春休み夏休みが主体の工事

※実施工程については学校関係者と協議の上決定すること

徳島県県土整備部営繕課

工事名  
R6 営繕 徳島商業高等学校 徳・城東 トイレ改修工事電気

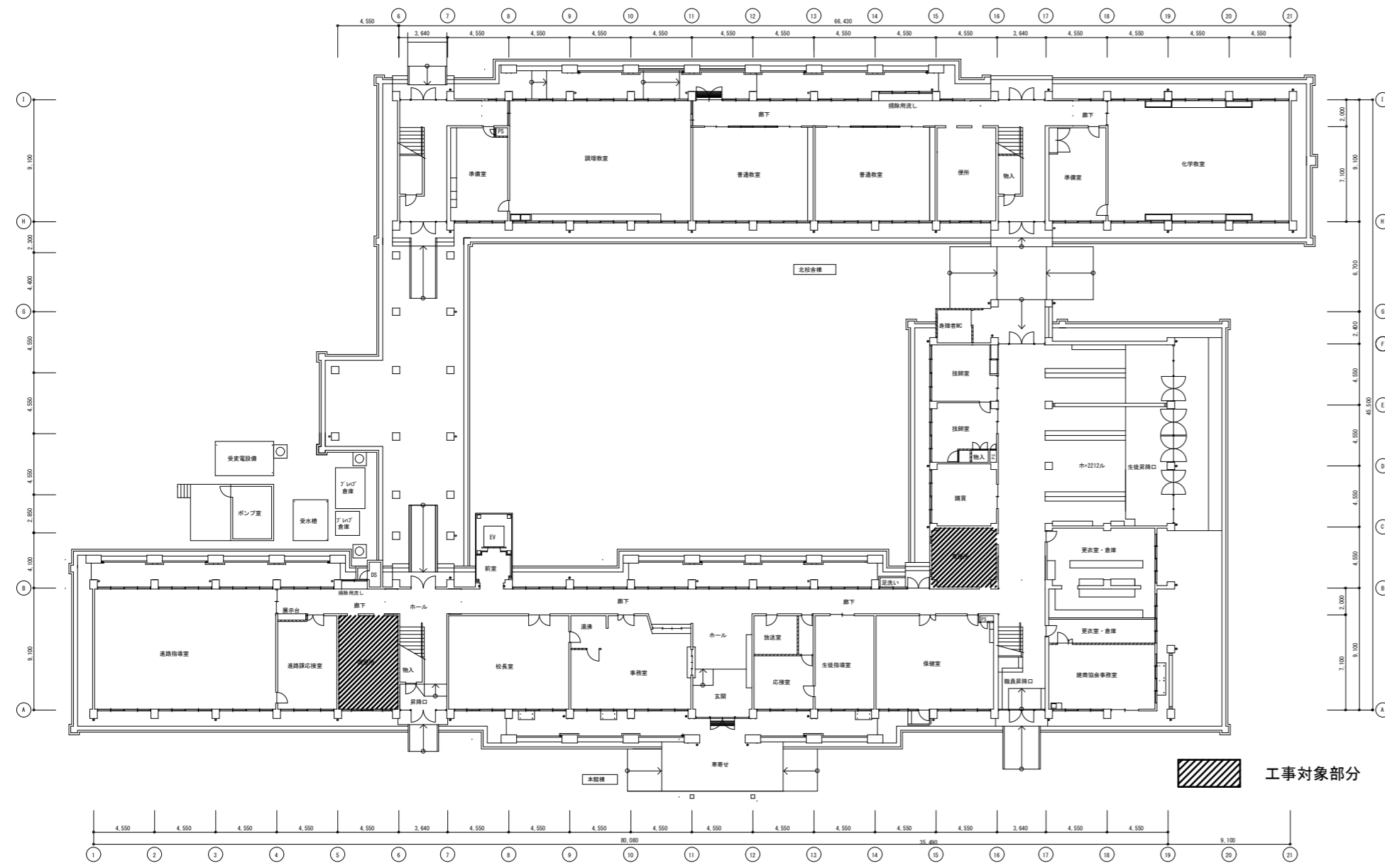
図面番号  
E-03

株式会社 川建設

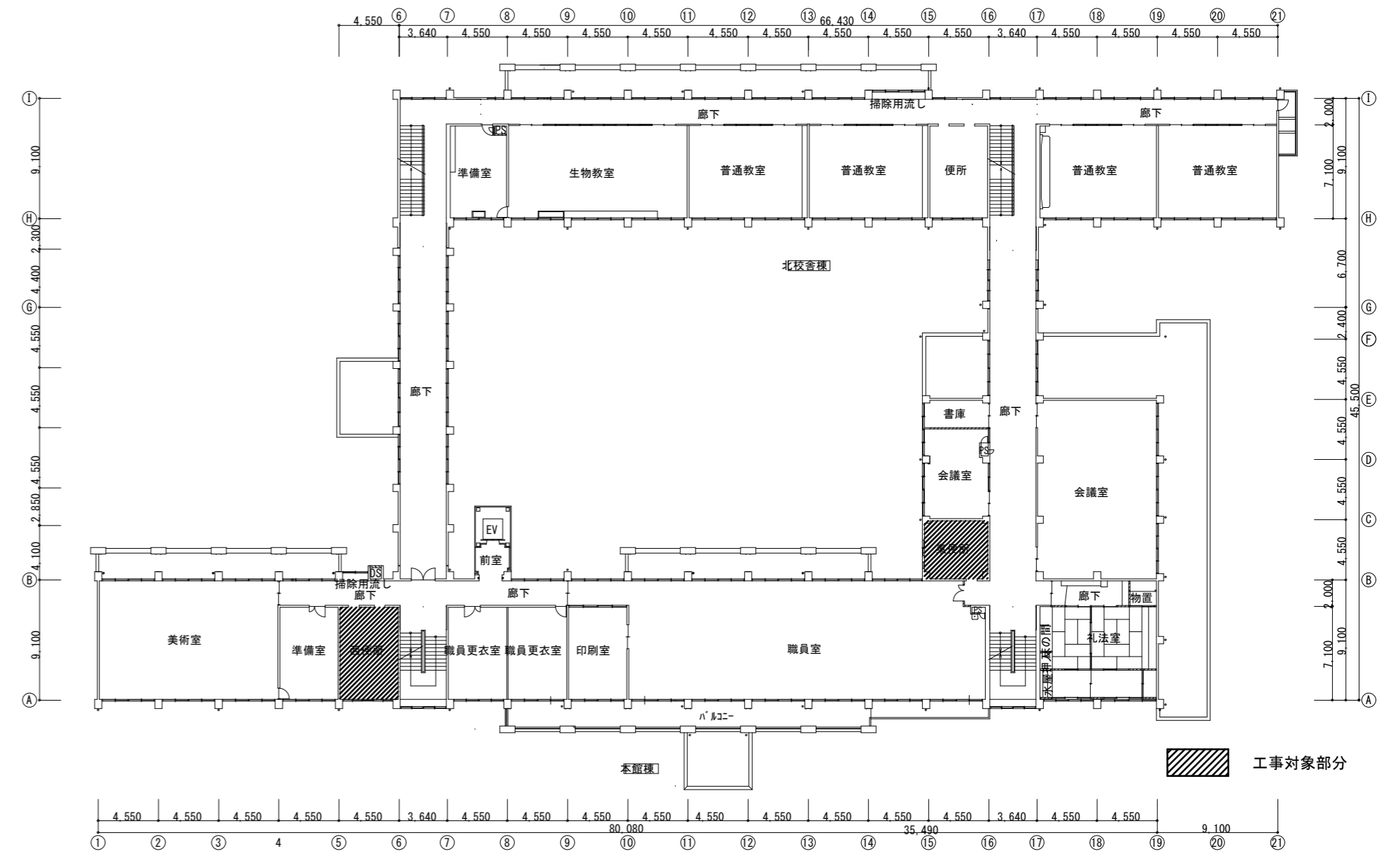
1級建築士登録  
第126265号  
川端社一郎

図面名  
参考工事工程表

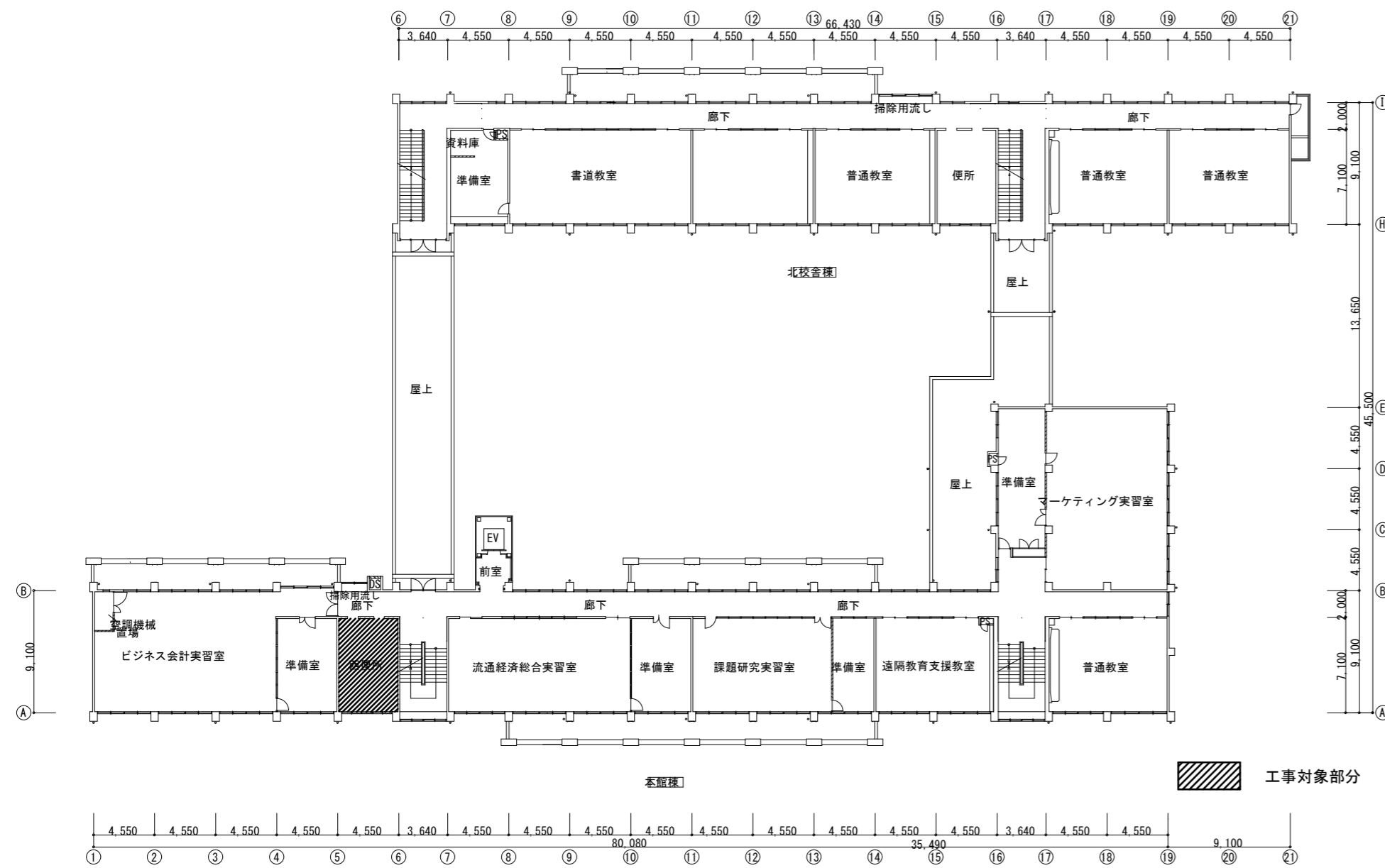
縮尺  
NON A2:100%  
A3:70.7%



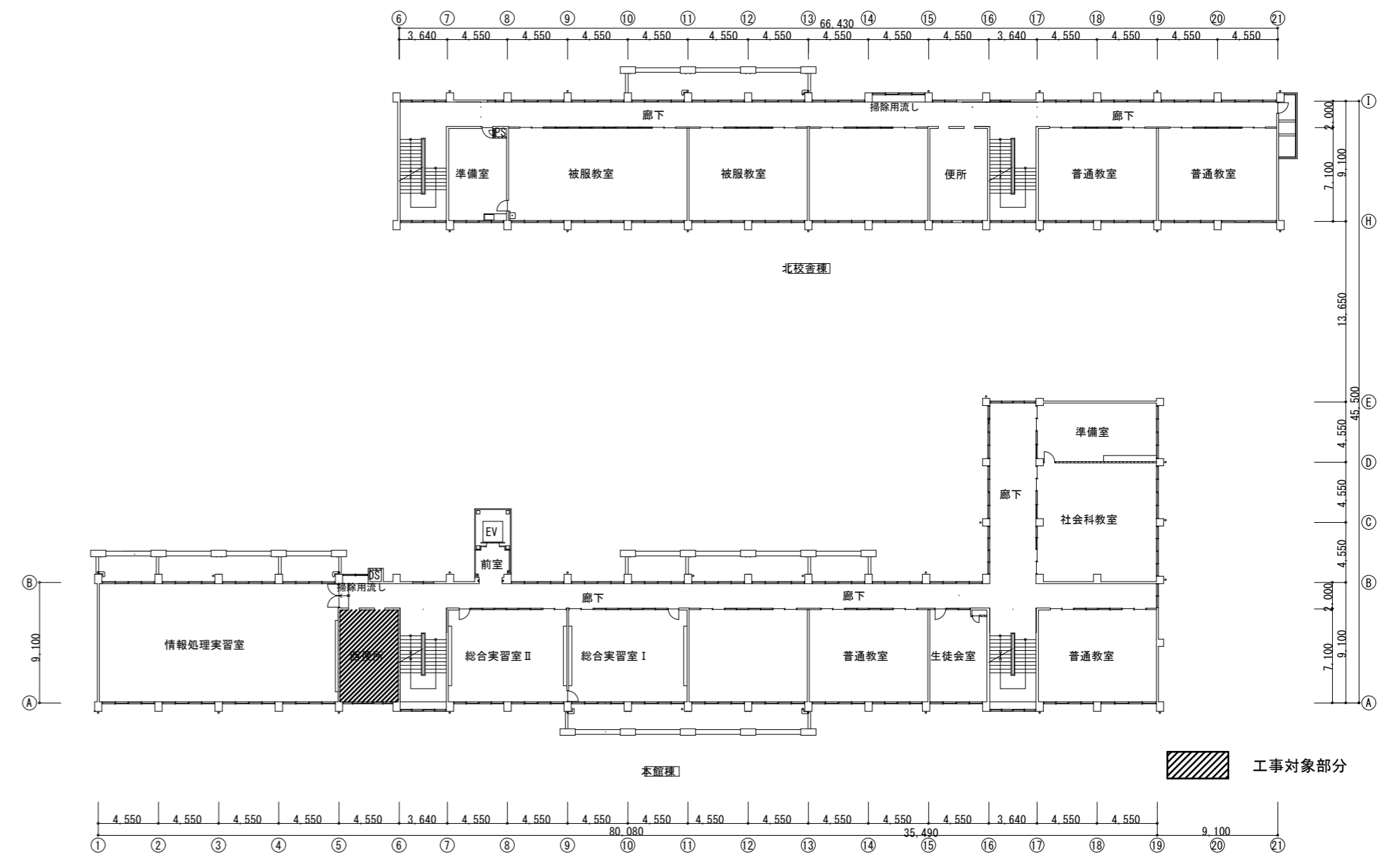
1階全体図



2階全体図



3階全体図



4階全体図

徳島県土整備部営繕課

工事名 R6 営繕 徳島商業高等学校 徳・城東 トイレ改修工事電気

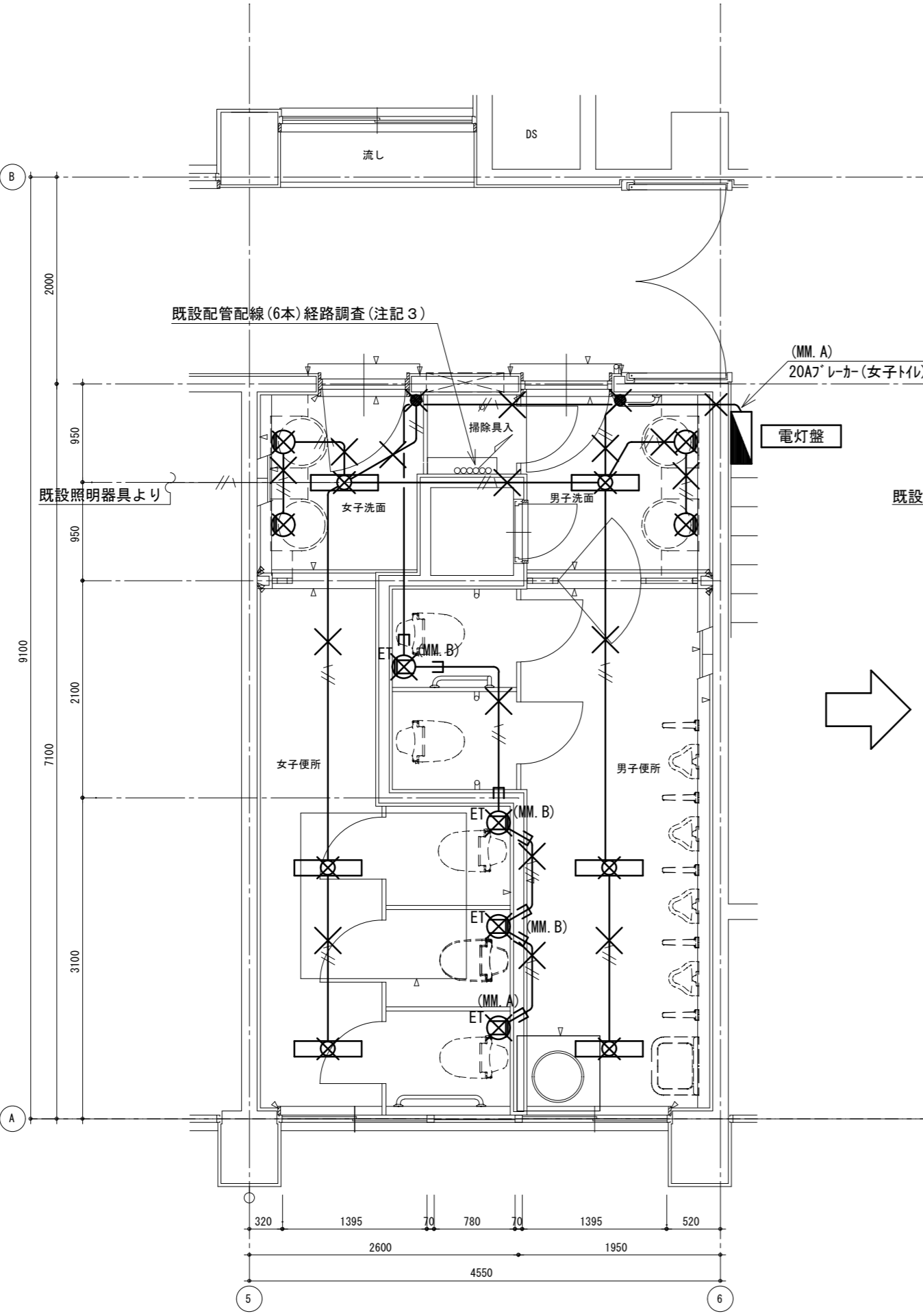
図面番号 E1a-01

株式会社 川建設 1級建築士登録  
第126265号  
川端社一郎

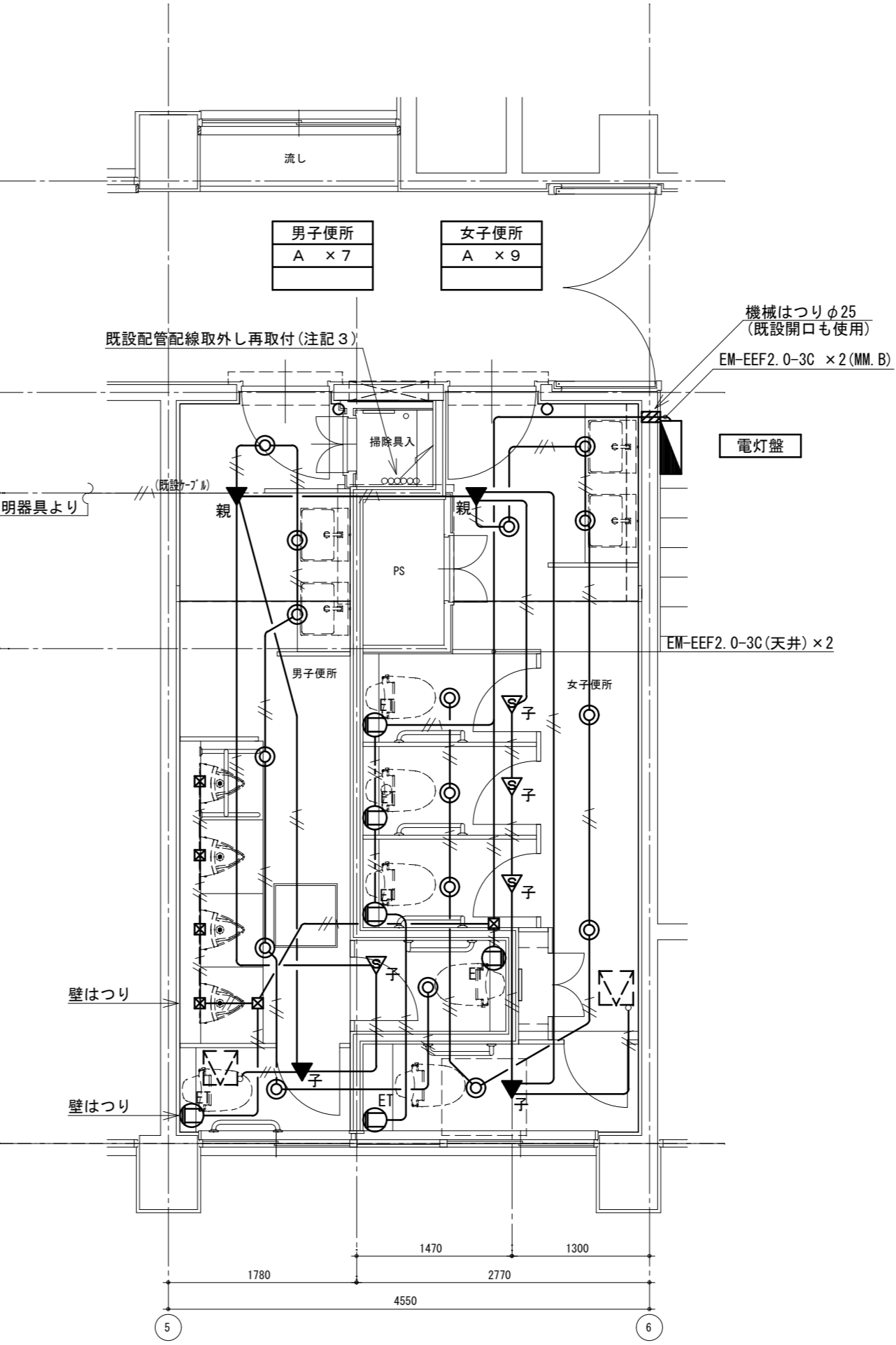
図面名 電気設備 本館西・東 1~4階全体図

縮尺 1/400 A2:100%  
A3:70.7%

(撤去)	
男子便所	数量
直付型 FL 20W×2	3
ブラケット	2
(撤去)	
女子便所	数量
直付型 FL 20W×2	3
ブラケット	2



改修前 1階平面詳細図

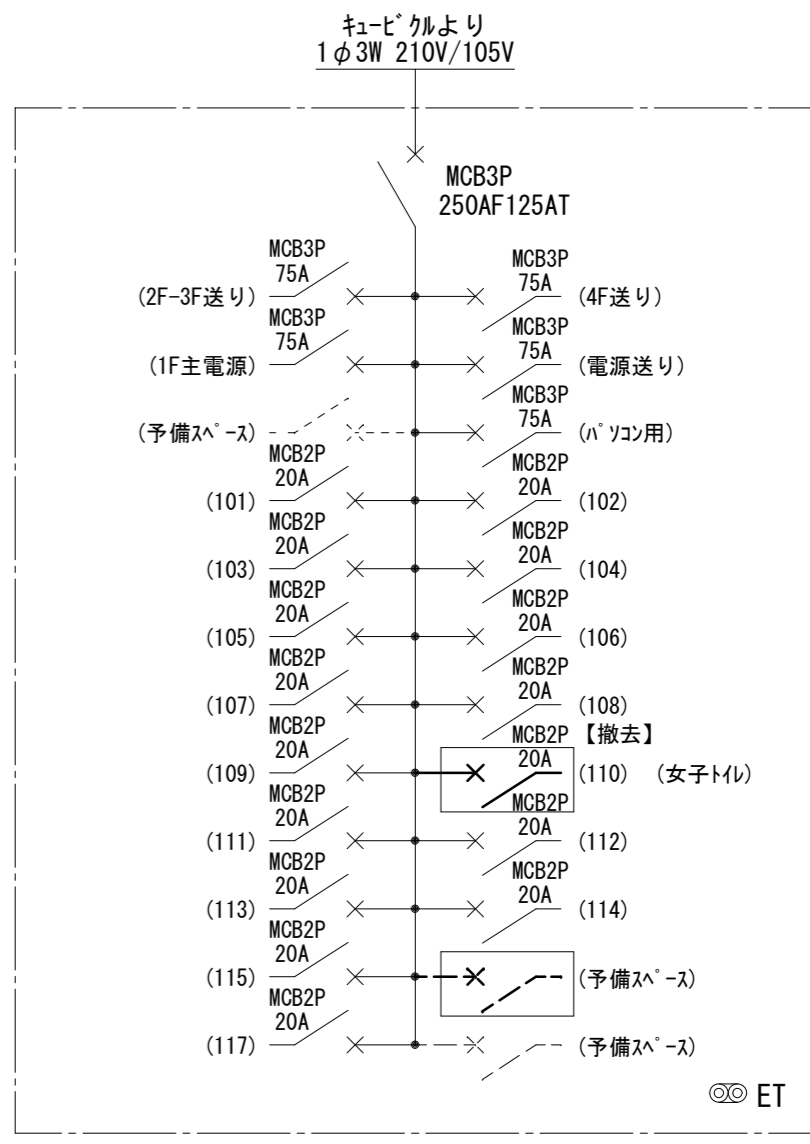


改修後 1階平面詳細図

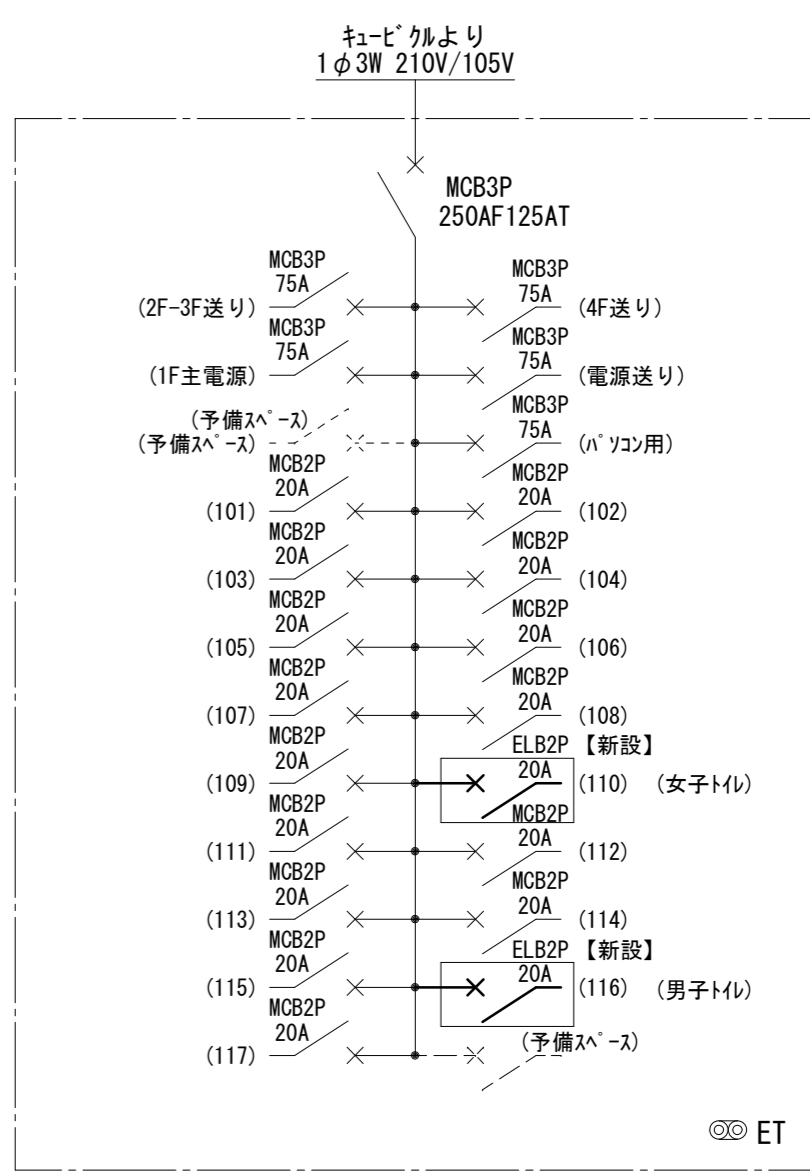
凡例	(コンセント設備)
———	(天井内)
———	(壁内横引き)
———	(ライニング内横引き)

注記 1) X印は、撤去を示す  
 2) スイッチ撤去後はカバープレート取付けのこと  
 3) 掃除具入れ内の配管配線については、今回工事にてPS壁を改修するため、取外し再取付が必要となるが、設計時において既存図面がなく、また、隠ぺい部等が多く、行先も十分確認できなかったことから、本工事において、まず経路調査(負荷調査)を行うよう費用を見込んである(電工:10人分)。受注者は、現場着手に際し、経路調査を実施した後、簡易に報告書を取りまとめ、監督員にその結果を報告すること。なお、配管配線の取外し再取付に必要な費用は、別途設計変更により処理(精算)するものとする。

【改修前】	
(電灯回路)	(コンセント回路)
———	———
———	———
———	———

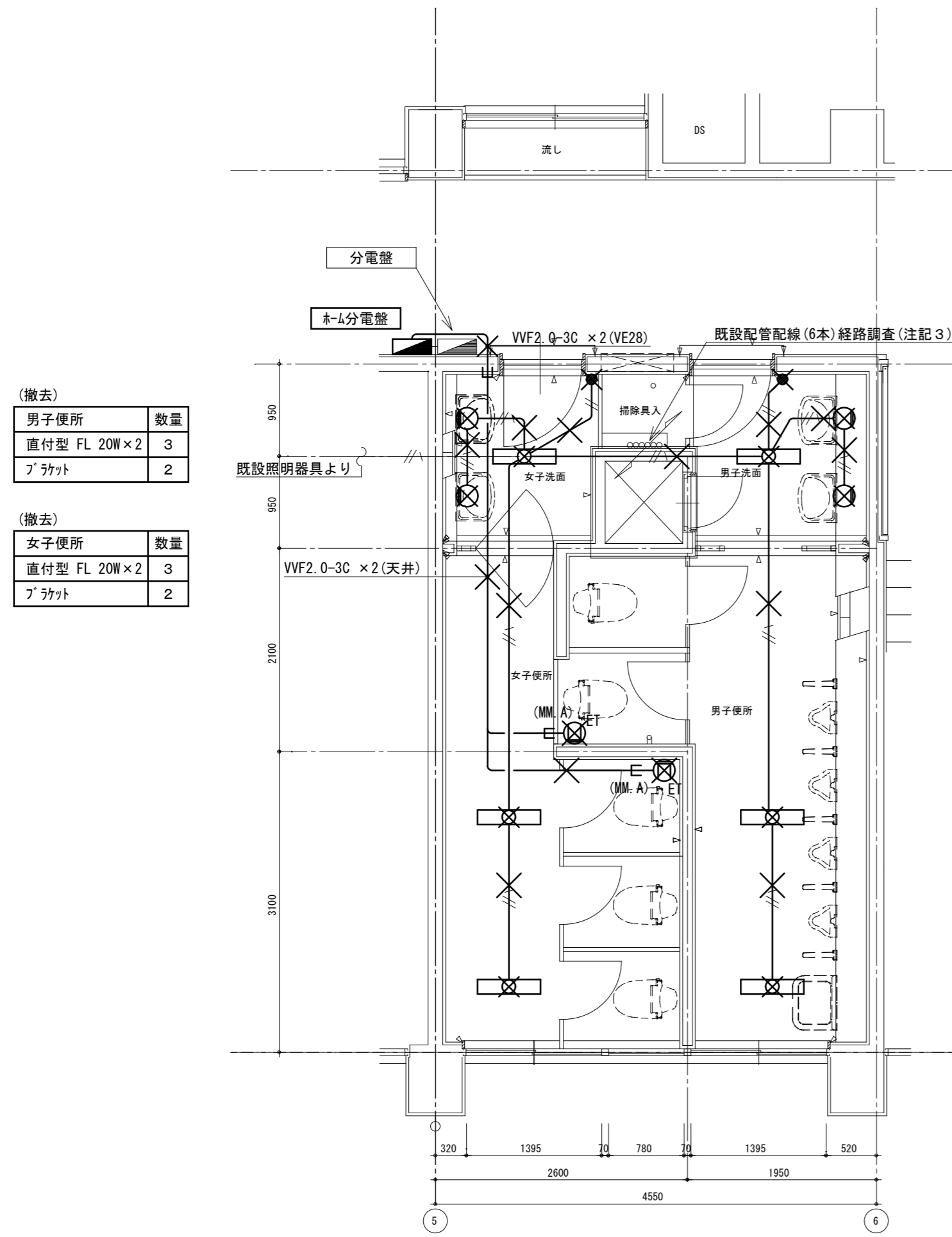


【改修前】  
既設電灯盤 (屋内埋込型)



【改修後】  
既設電灯盤 (屋内埋込型)

徳島県土木整備部管轄課	工事名	R6管轄 徳島商業高等学校 徳・城東 トイレ改修工事電気	図面番号	E1a-02	株式会社 川建設 1級建築士登録 第126265号 川端社一郎
	図面名	電気設備 本館西 1階平面図 改修前後	縮尺	1/50 A2:100% A3:70.7%	

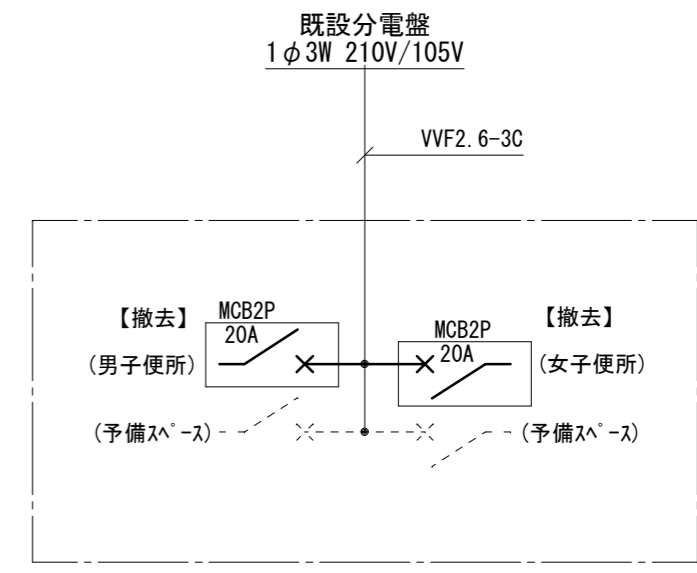
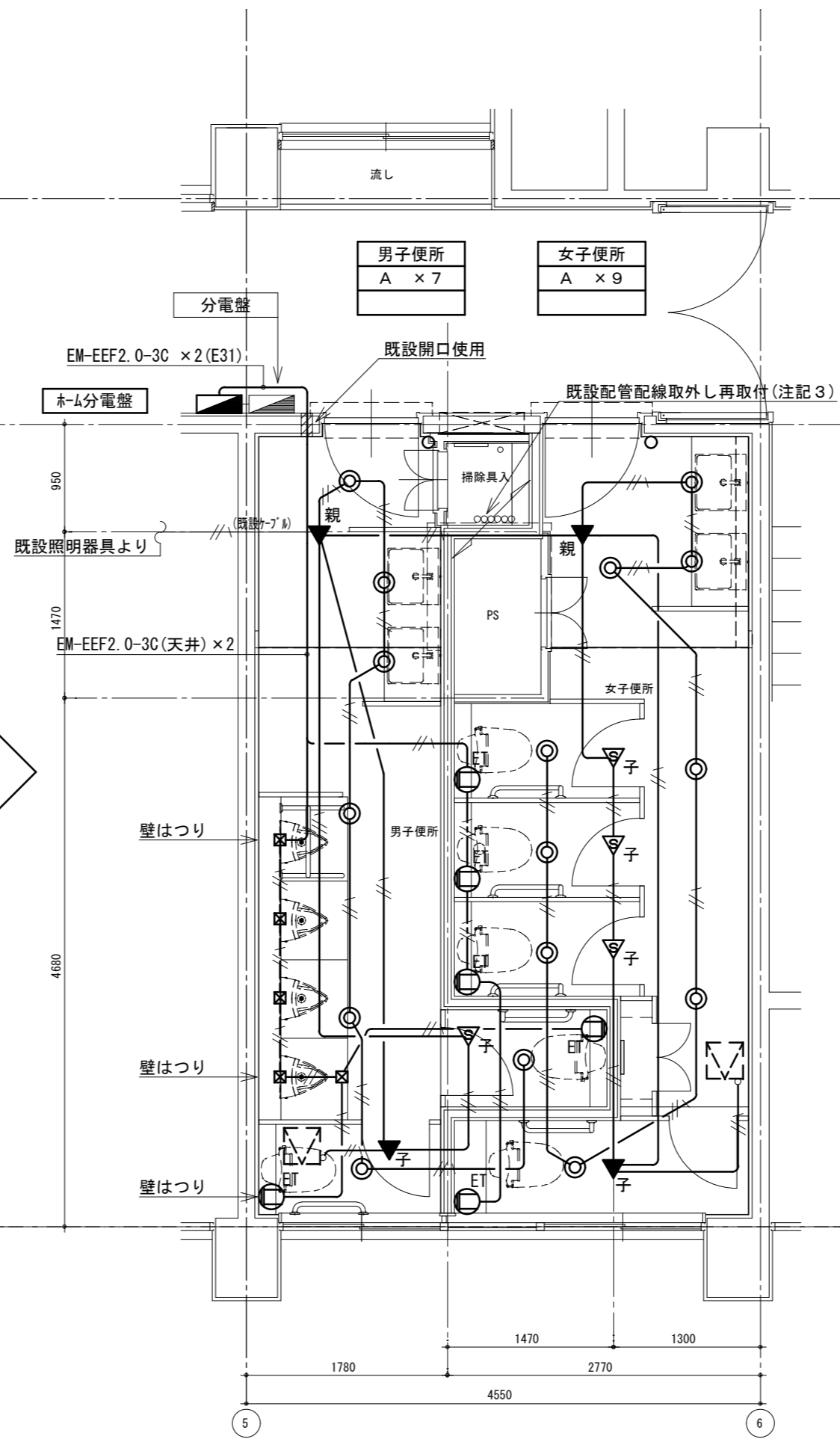


(撤去)

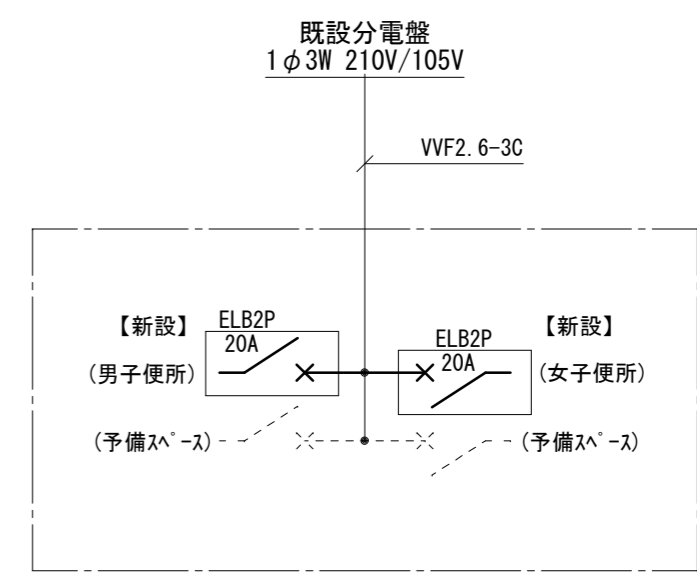
男子便所	数量
直付型 FL 20W×2	3
ブラケット	2

(撤去)

女子便所	数量
直付型 FL 20W×2	3
ブラケット	2



【改修前】  
既設ホーム分電盤



【改修後】  
既設ホーム分電盤

注記 1) X印は、撤去を示す  
 2) スイッチ撤去後はカバープレート取付けのこと  
 3) 掃除具入れ内の配管配線については、今回工事にてPS壁を改修するため、取外し再取付が必要となるが、設計時において既存図面がなく、また、隠ぺい部等が多く、行先も十分確認できなかったことから、本工事において、まず経路調査(負荷調査)を行うよう費用を見込んでいる(電工:10人分)。受注者は、現場着手に際し、経路調査を実施した後、簡易に報告書を取りまとめ、監督員にその結果を報告すること。なお、配管配線の取外し再取付に必要な費用は、別途設計変更により処理(精算)するものとする。

【改修前】	
(電灯回路)	(コンセント回路)
———	———
———	———
———	———

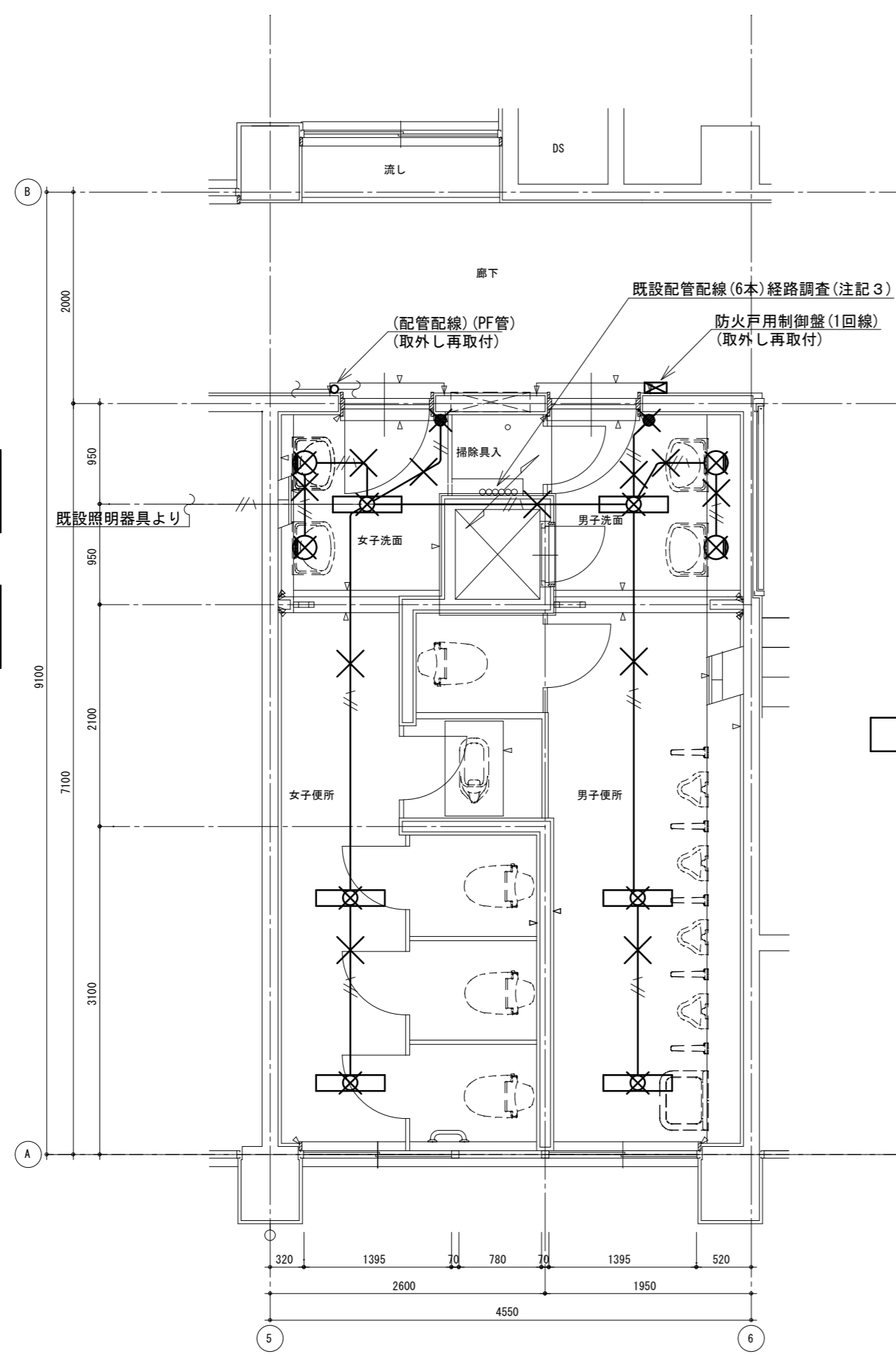
凡 例 (コンセント設備)	
———	(天井内)
———	(壁内横引き)
———	(ライン内横引き)

(撤去)

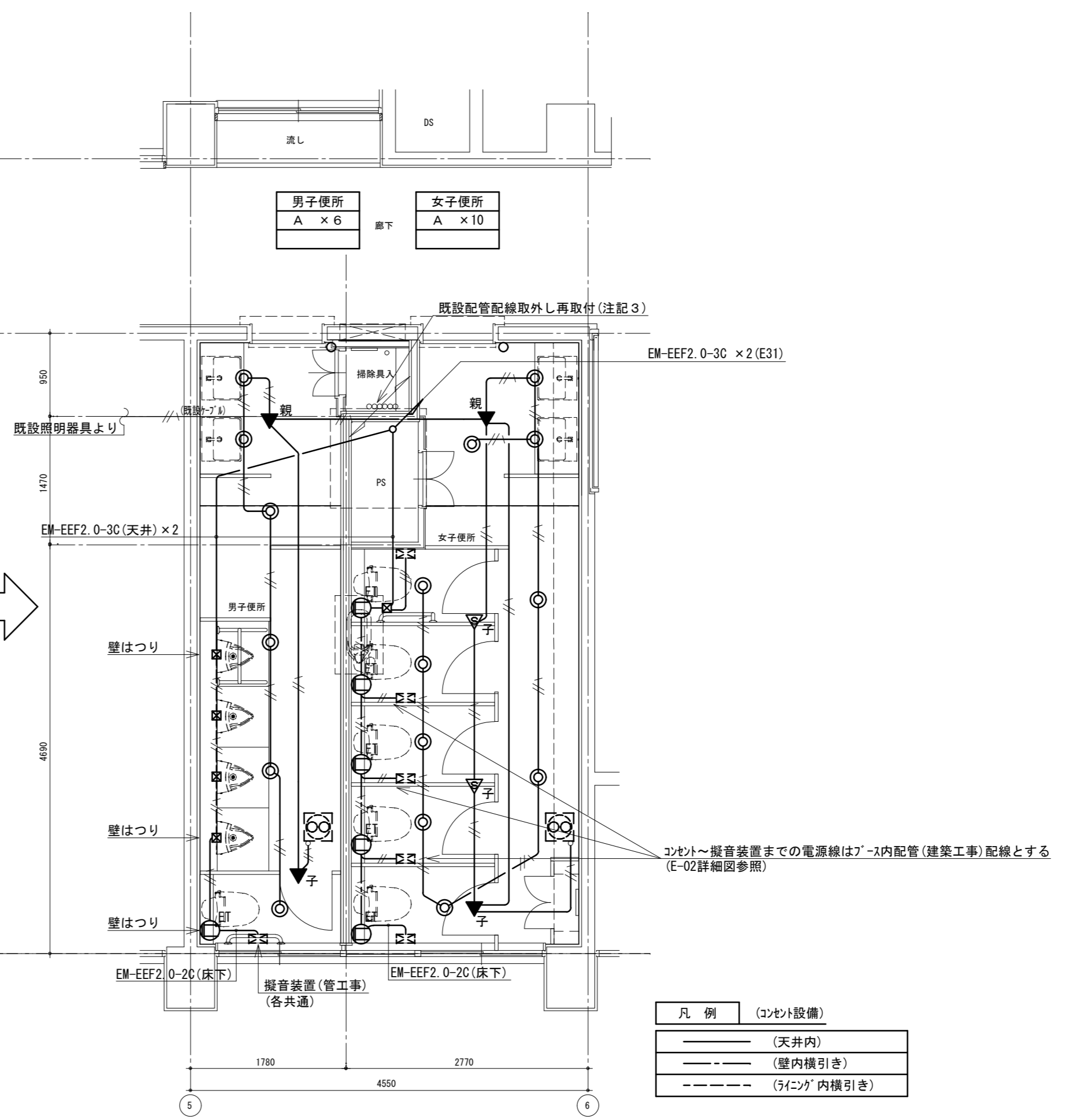
男子便所	数量
直付型 FL 20W×2	3
ブラケット	2

(撤去)

女子便所	数量
直付型 FL 20W×2	3
ブラケット	2



改修前 3階平面詳細図



改修後 3階平面詳細図

凡例 (コンセント設備)

———	(天井内)
———	(壁内横引き)
———	(ライン内横引き)

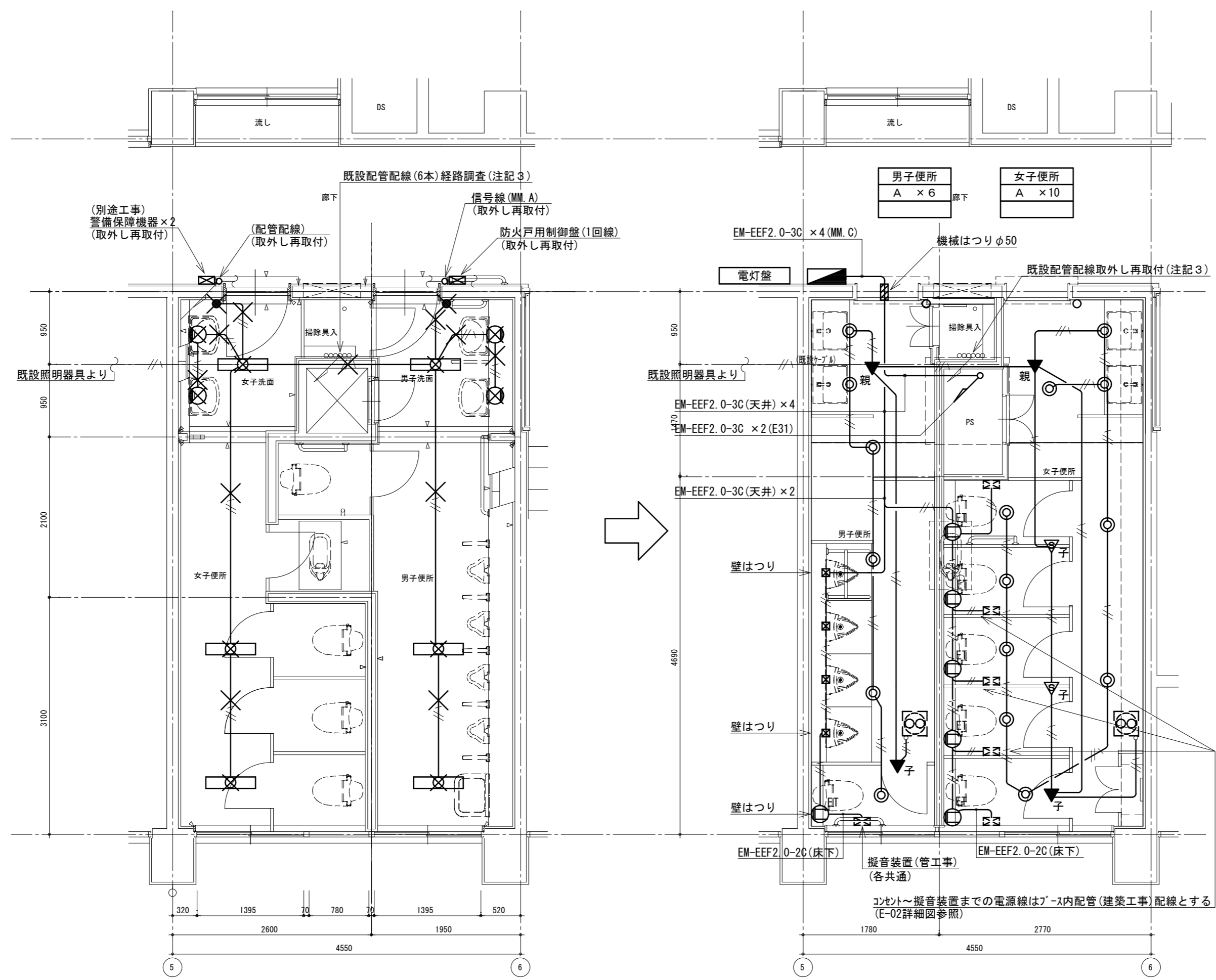
注記 1) × 印は、撤去を示す  
 2) スイッチ撤去後はカバープレート取付けのこと  
 3) 掃除具入れ内の配管配線については、今回工事にてPS壁を改修するため、取外し再取付が必要となるが、設計時において既存図面がなく、また、隠ぺい部等が多く、行先も十分確認できなかったことから、本工事において、まず経路調査(負荷調査)を行うよう費用を見込んでいる(電工:10人分)。受注者は、現場着手に際し、経路調査を実施した後、簡易に報告書を取りまとめ、監督員にその結果を報告すること。なお、配管配線の取外し再取付に必要な費用は、別途設計変更により処理(精算)するものとする。

【改修前】

(電灯回路)	(コンセント回路)
——— IV1.6×2(19)	——— IV2.0×3(19)
——— IV1.6×3(19)	

(撤去)	男子便所	数量
	直付型 FL 20W×2	3
	ブラケット	2

(撤去)	女子便所	数量
	直付型 FL 20W×2	3
	ブラケット	2



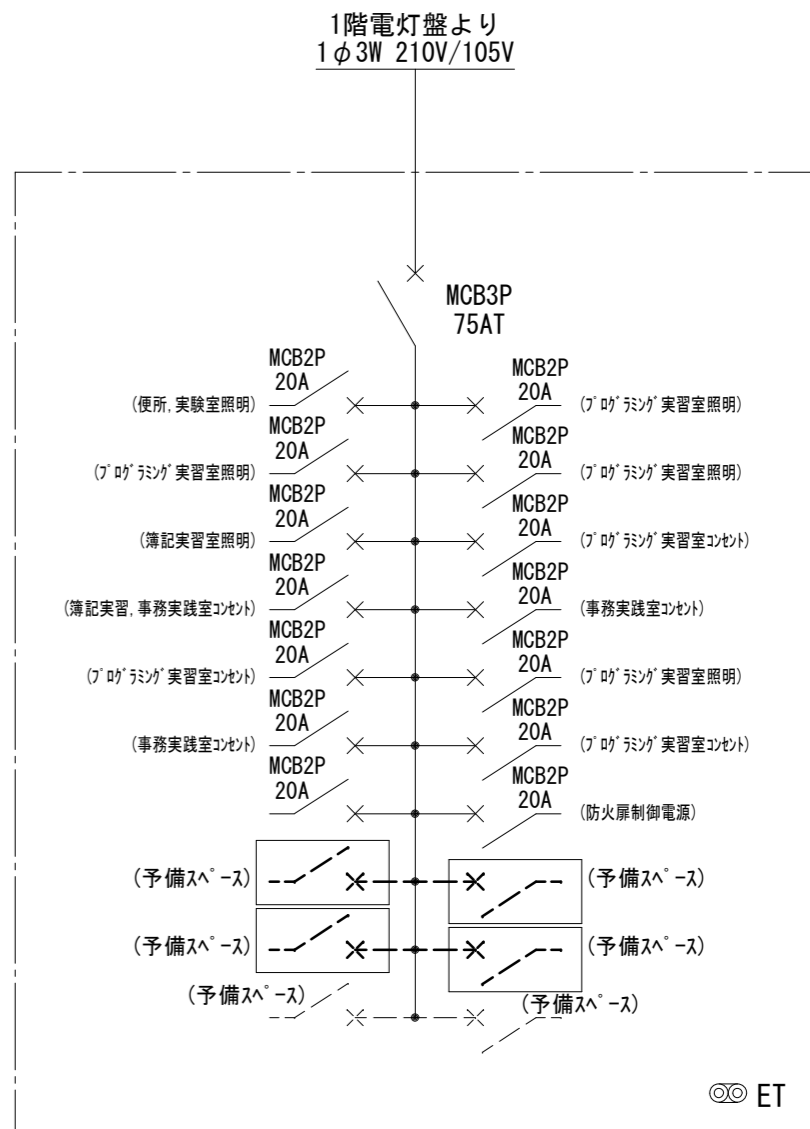
改修前 4階平面詳細図

改修後 4階平面詳細図

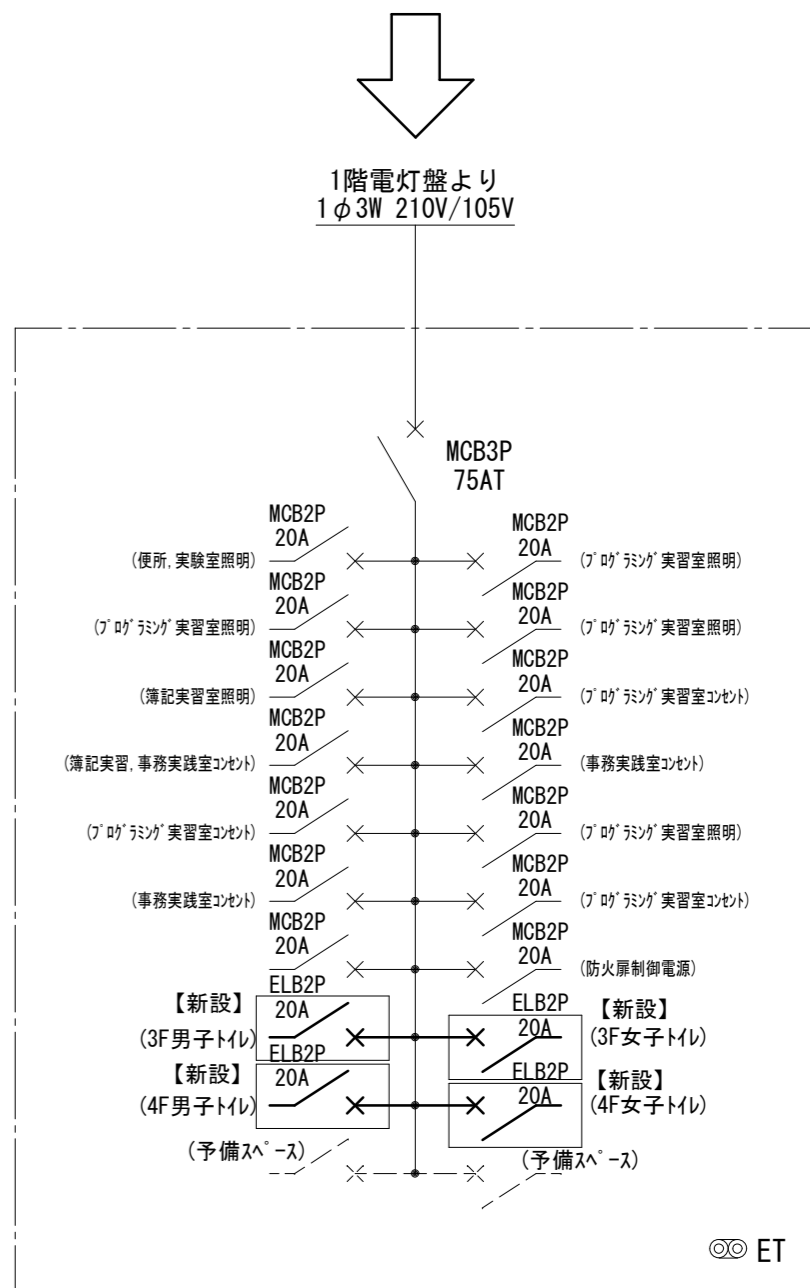
注記 1) ×印は、撤去を示す  
 2) スイッチ撤去後はカバープレート取付けのこと  
 3) 掃除具入れ内の配管配線については、今回工事にてPS壁を改修するため、取外し再取付が必要となるが、設計時において既存図面がなく、また、隠ぺい部等が多く、行先も十分確認できなかったことから、本工事において、まず経路調査(負荷調査)を行うよう費用を見込んである(電工:10人分)。受注者は、現場着手に際し、経路調査を実施した後、簡易に報告書を取りまとめ、監督員にその結果を報告すること。なお、配管配線の取外し再取付に必要な費用は、別途設計変更により処理(精算)するものとする。

【改修前】	
(電灯回路)	(コンセント回路)
———	———
———	———
———	———

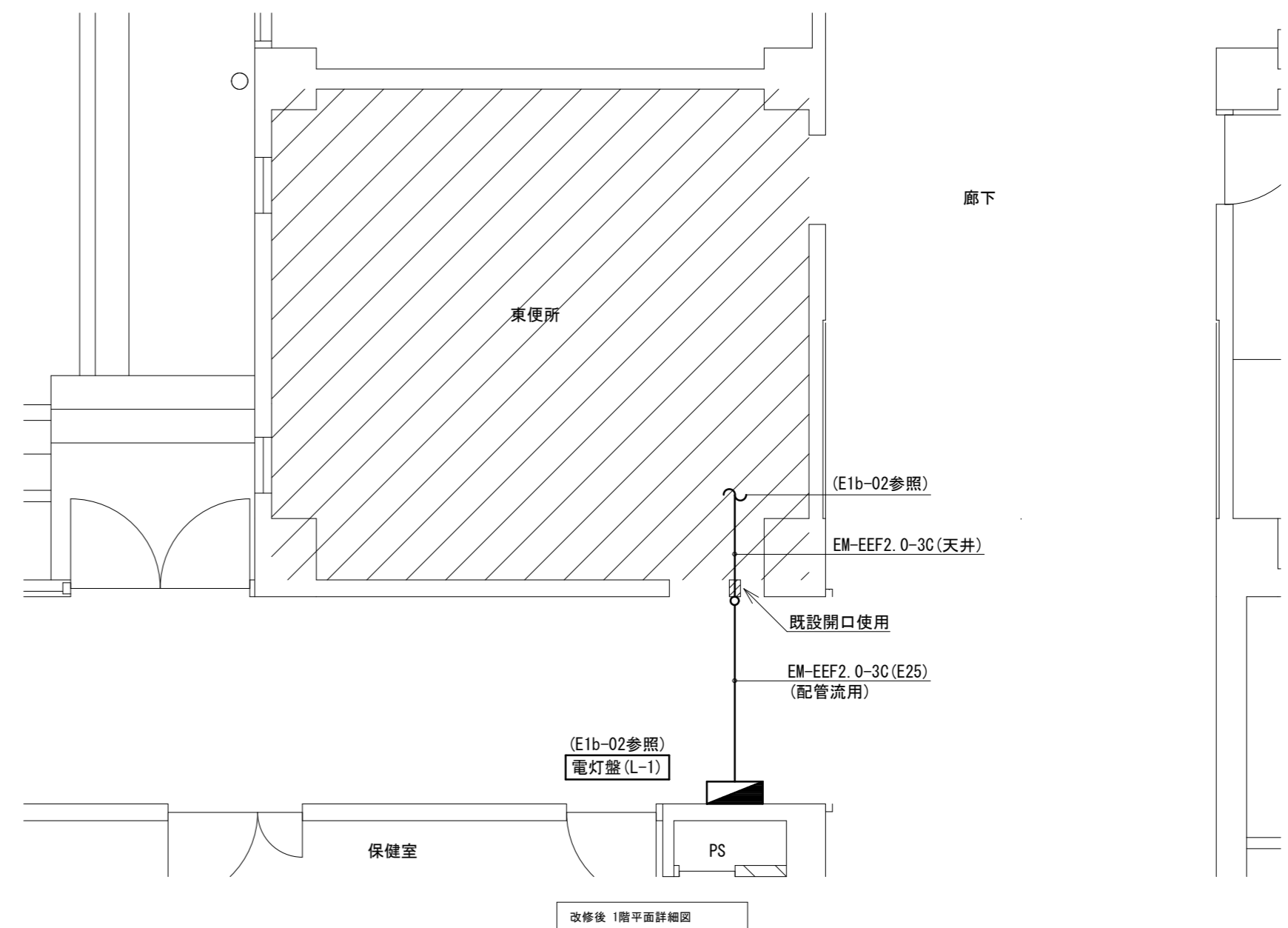
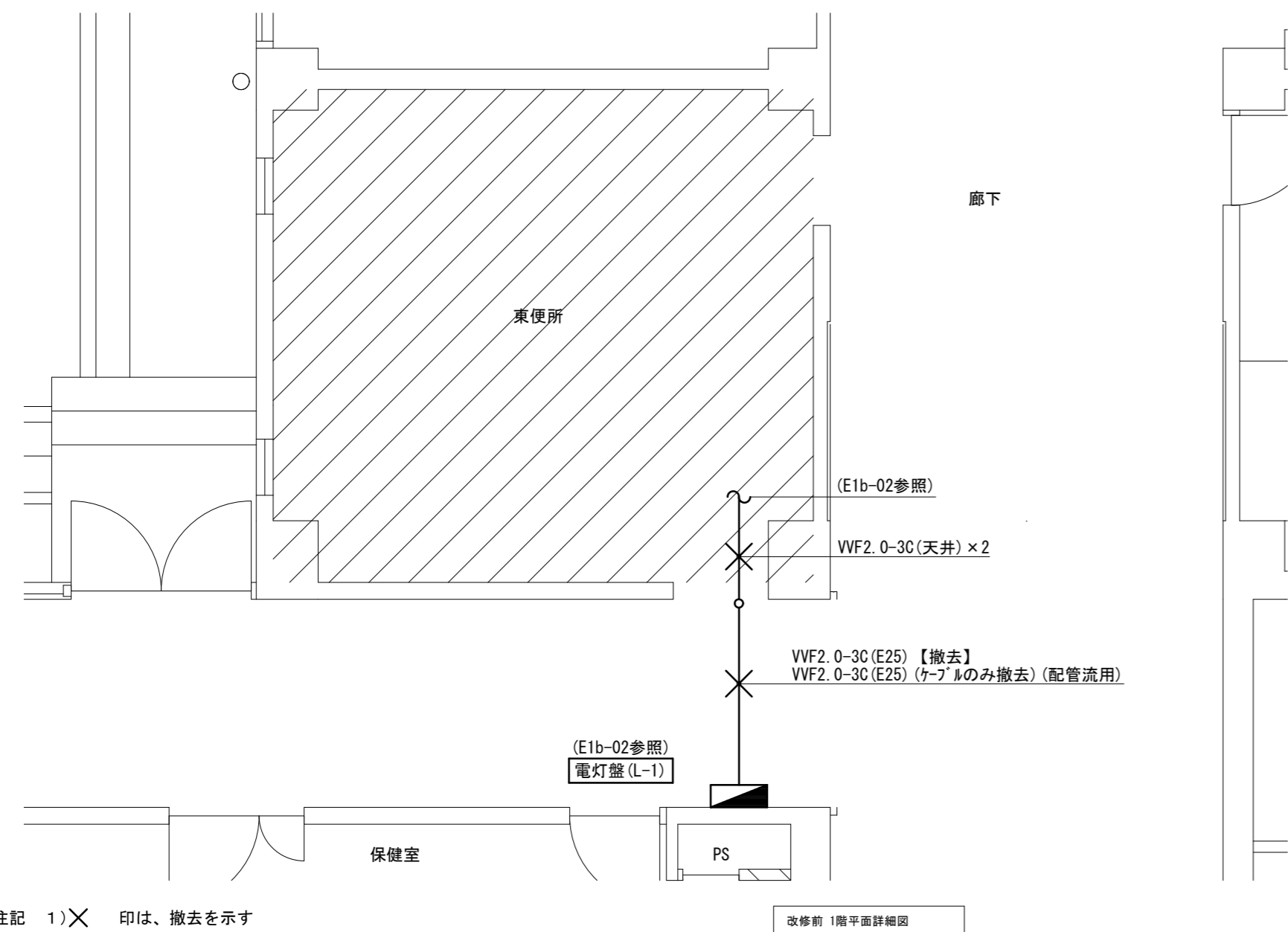
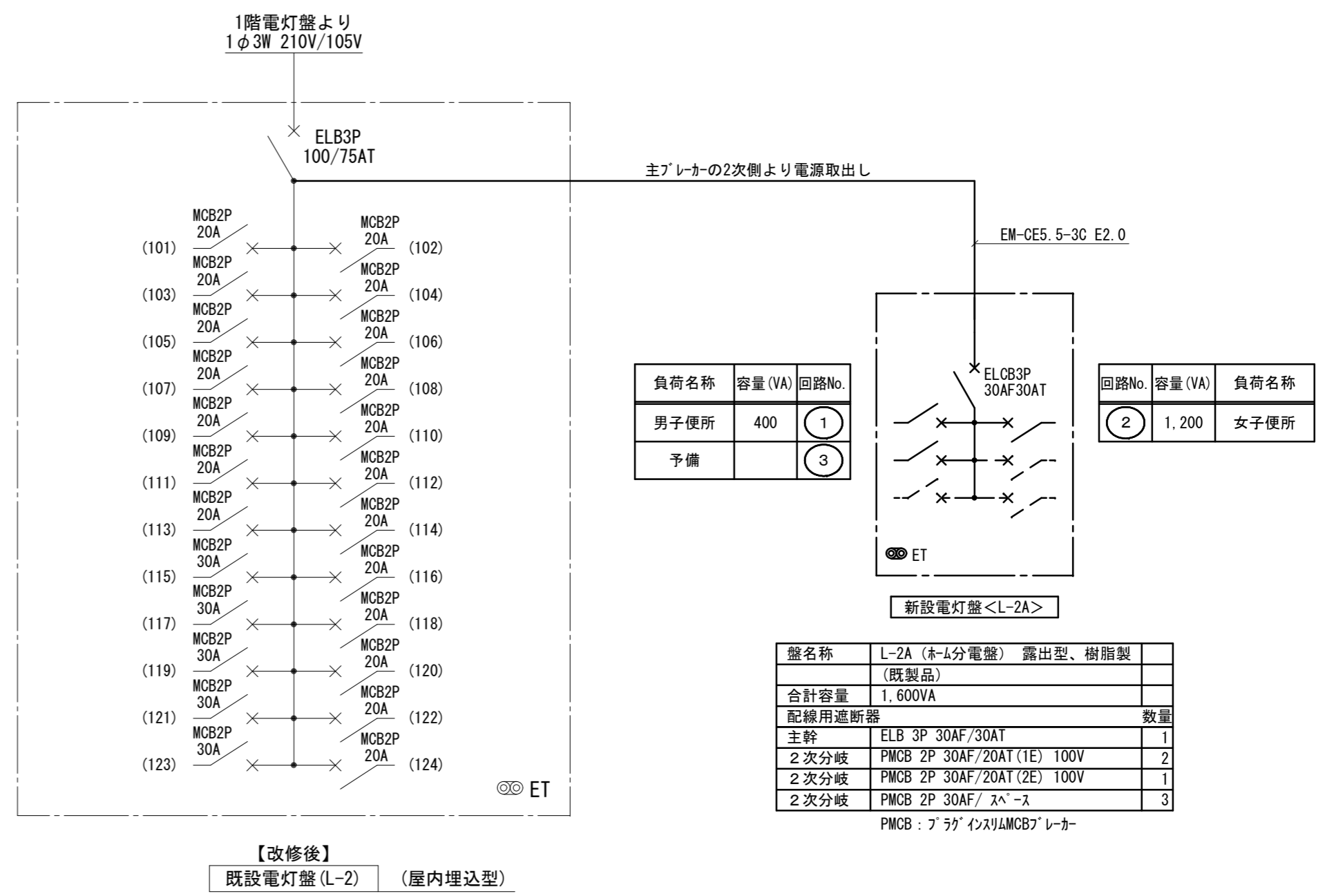
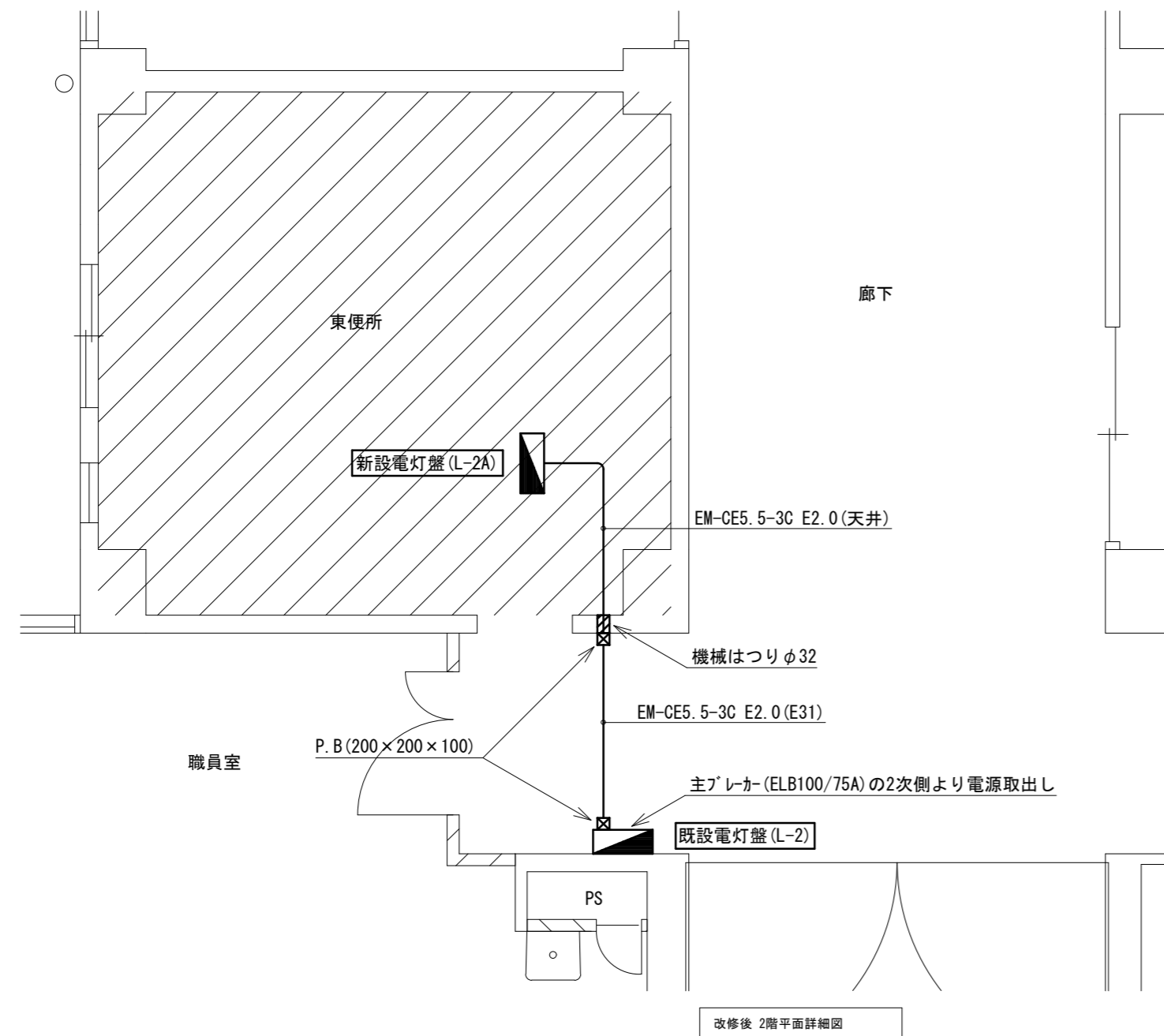
凡例 (コンセント設備)	
———	(天井内)
———	(壁内横引き)
———	(ライン内横引き)



【改修前】  
既設電灯盤 (屋内埋込型)



【改修後】  
既設電灯盤 (屋内埋込型)



注記 1) X印は、撤去を示す

徳島県土整備部管轄課

工事名 R6管轄 徳島商業高等学校 徳・城東 トイレ改修工事電気  
 図面名 電気設備 本館東 1・2階平面図 改修前後(1)

図面番号 E1b-01  
 縮尺 1/50 A2:100% A3:70.7%

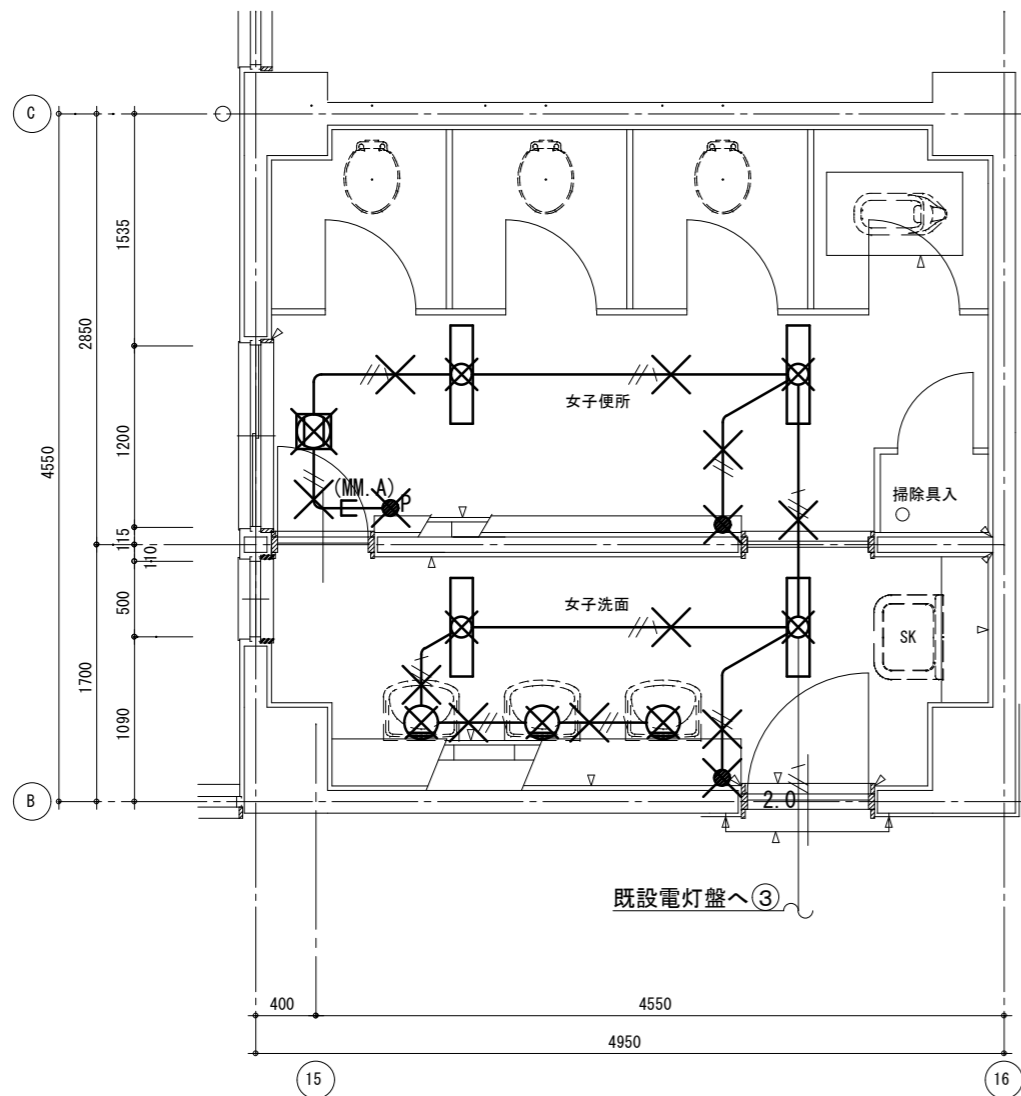
株式会社 川建設  
 1級建築士登録 第126265号 川端社一郎

(撤去)

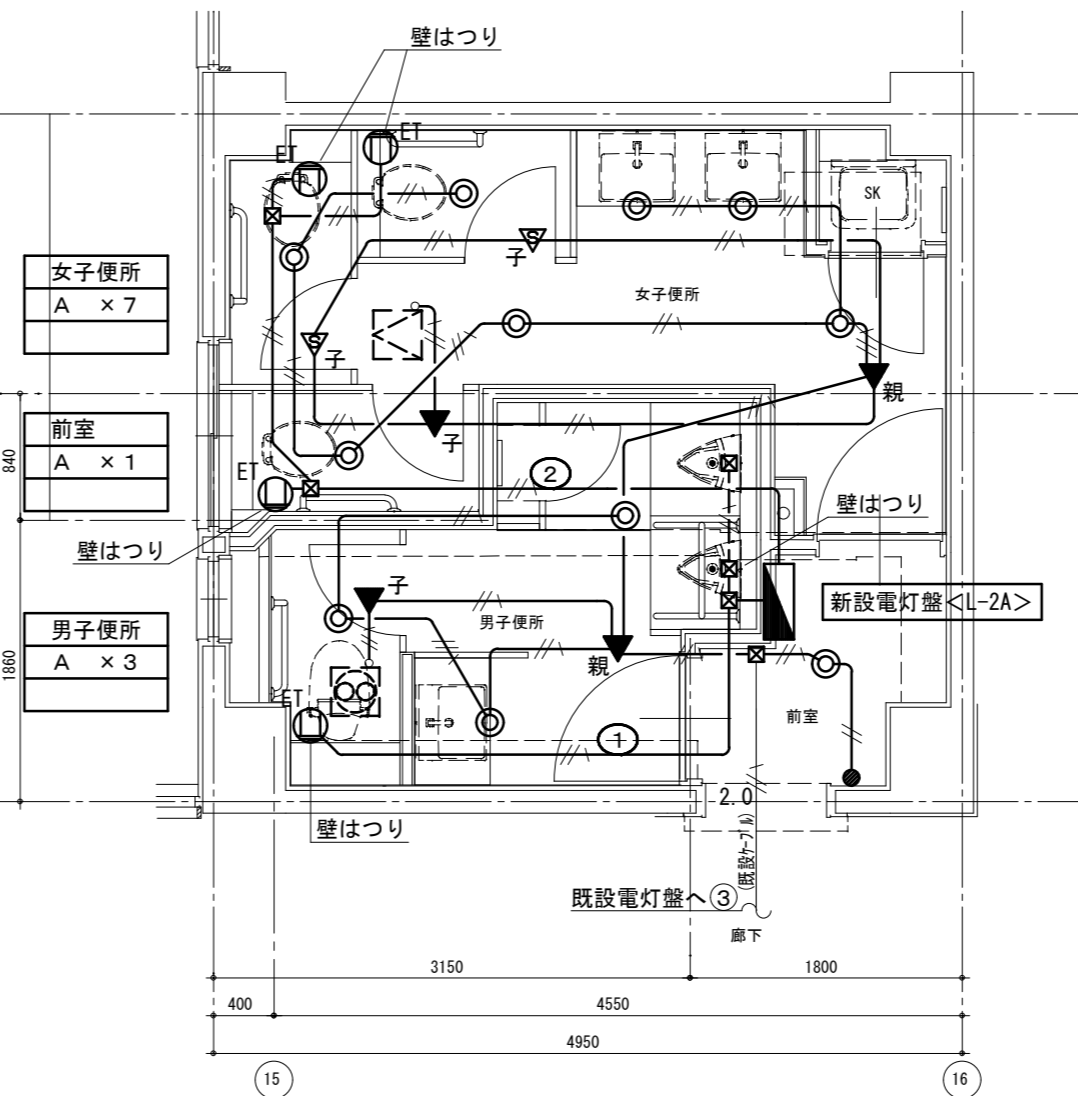
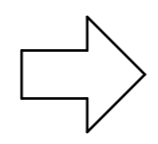
女子便所	数量
直付型 FL 20W×2	2
ブラケット	1

(撤去)

女子洗面	数量
直付型 FL 20W×2	3
ブラケット	2



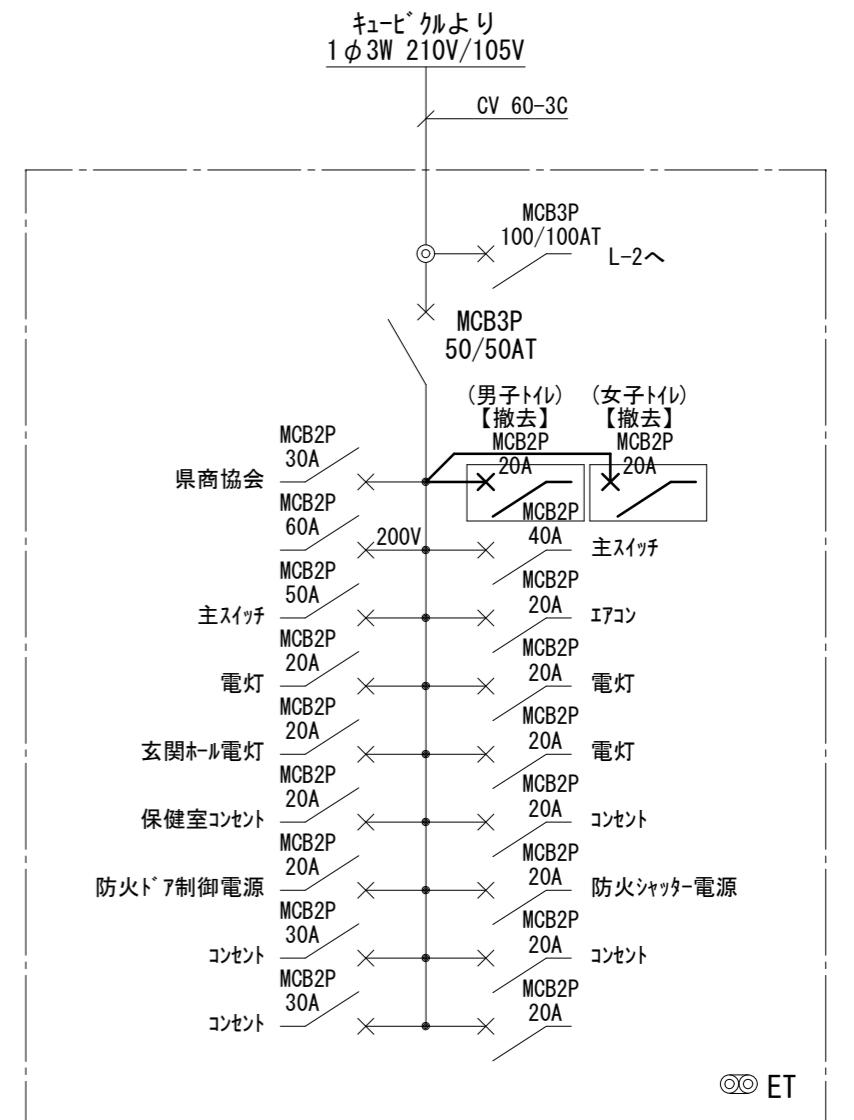
改修前 2階平面詳細図



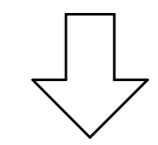
改修後 2階平面詳細図

凡例 (コンセント設備)

—— (天井内)
—— (壁内横引き)
—— (ライング内横引き)



【改修前】  
既設電灯盤(L-1) (屋内埋込型)

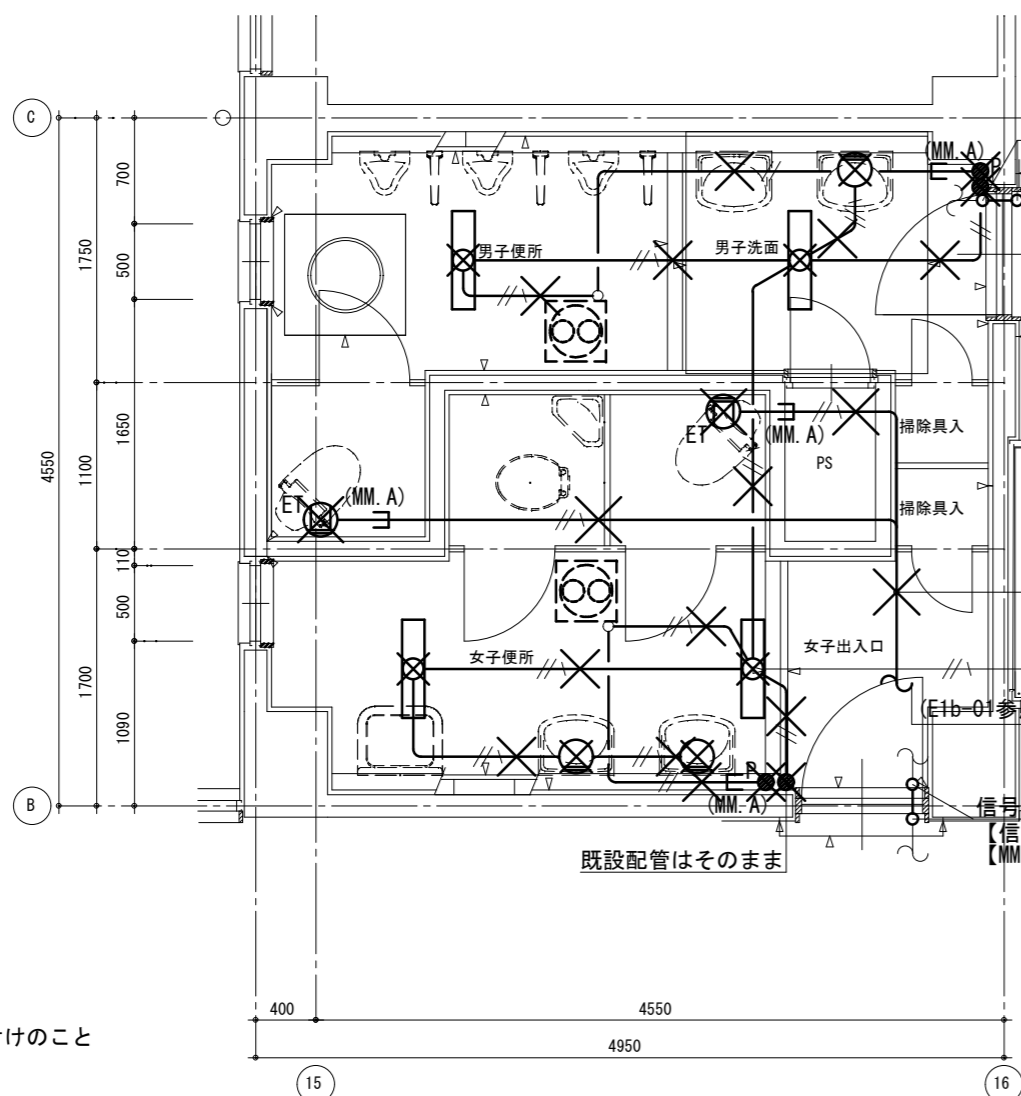


(撤去)

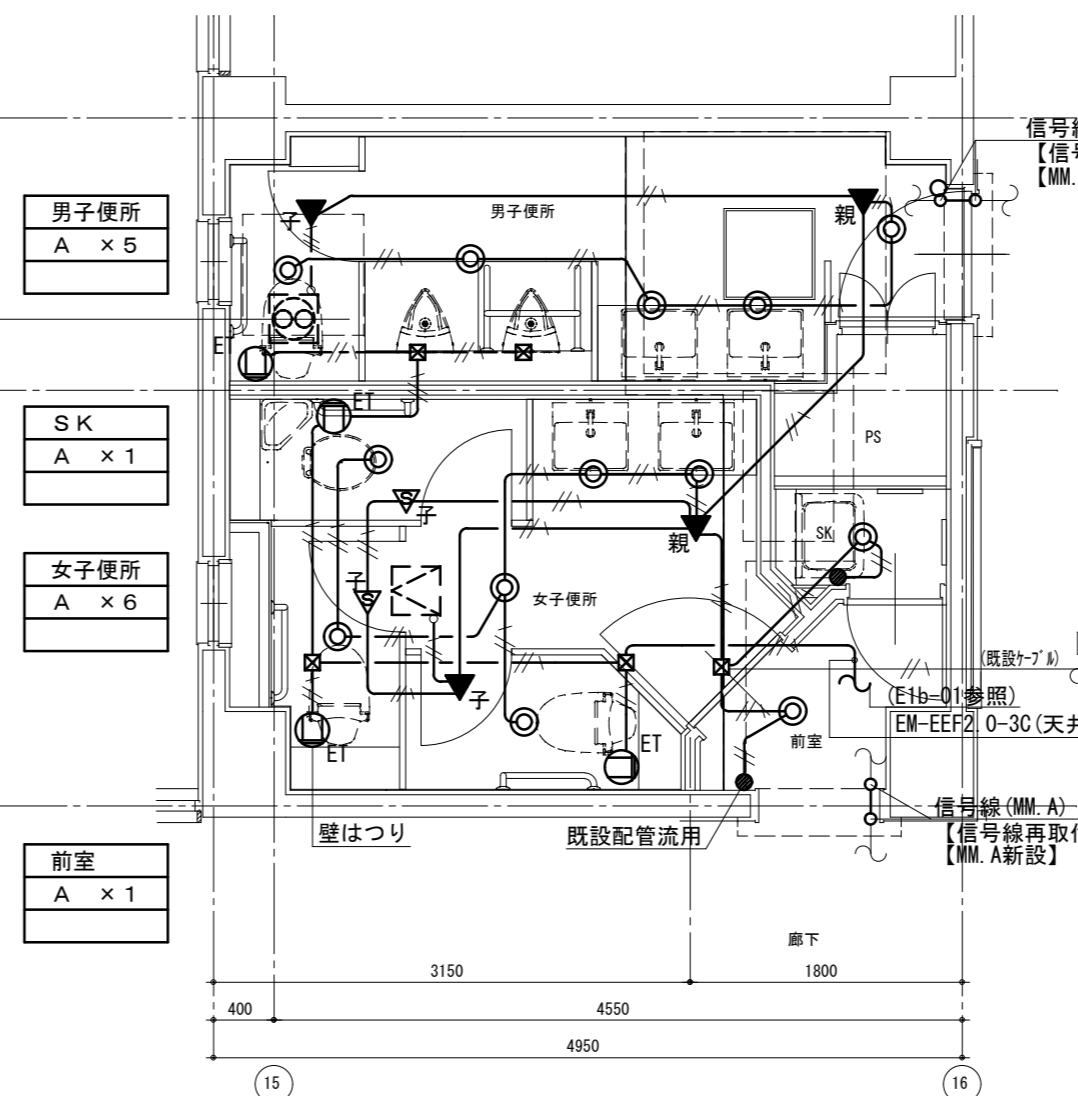
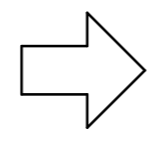
男子便所	数量
直付型 FL 20W×2	2
ブラケット	1

(撤去)

女子便所	数量
直付型 FL 20W×2	3
ブラケット	2



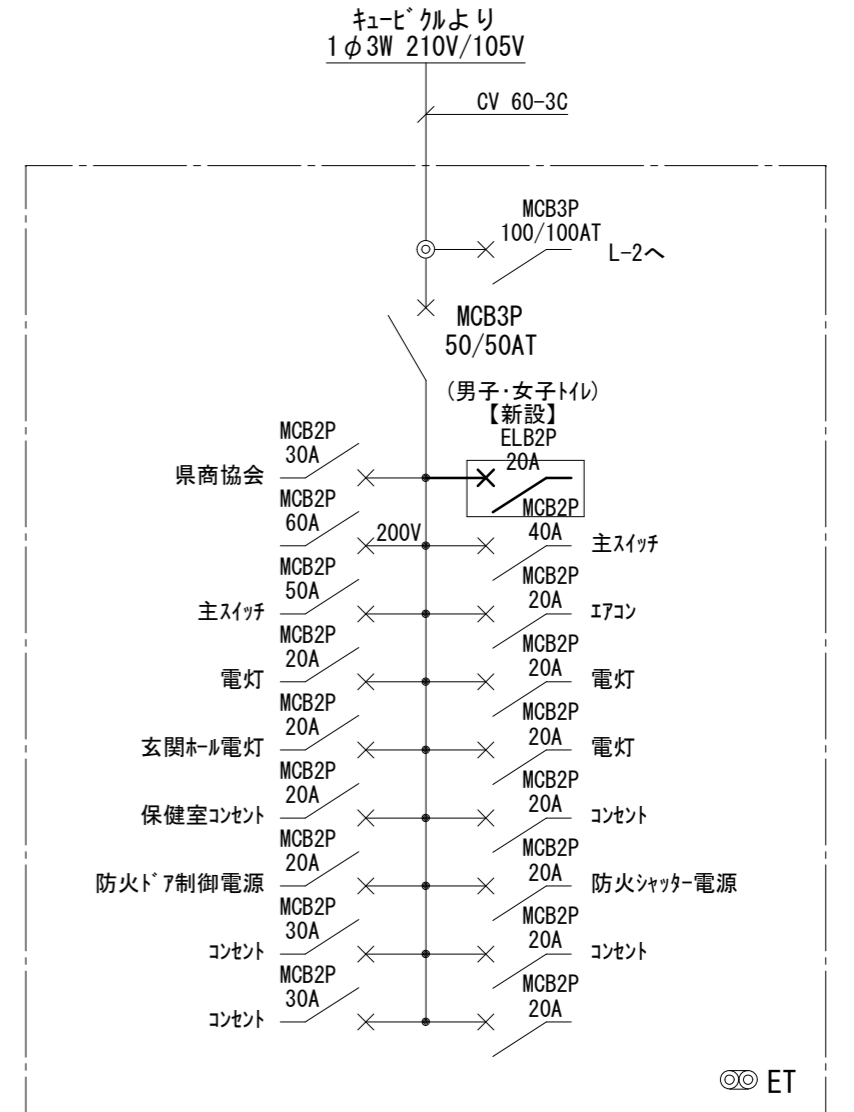
改修前 1階平面詳細図



改修後 1階平面詳細図

凡例 (コンセント設備)

—— (天井内)
—— (ライング内横引き)



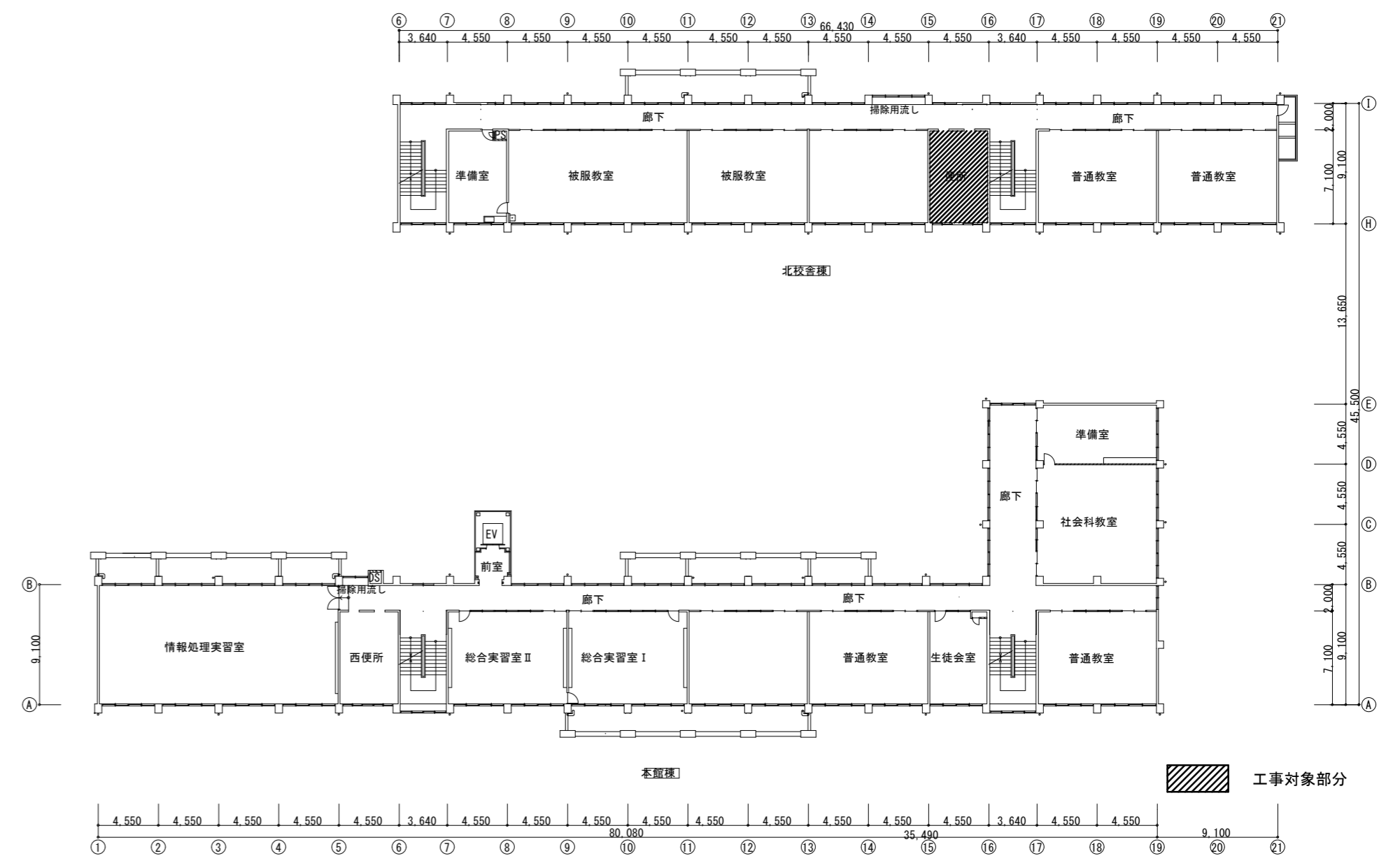
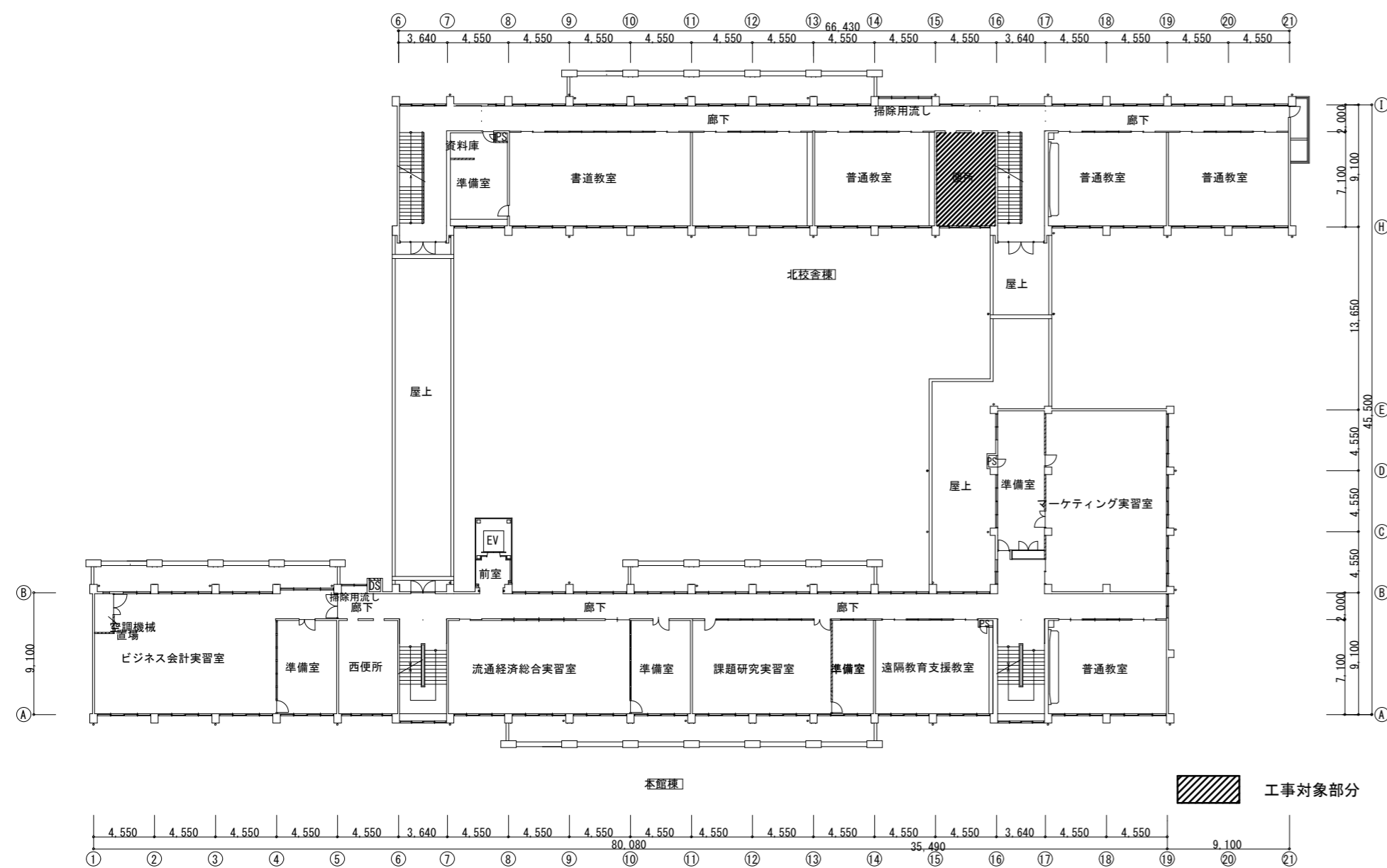
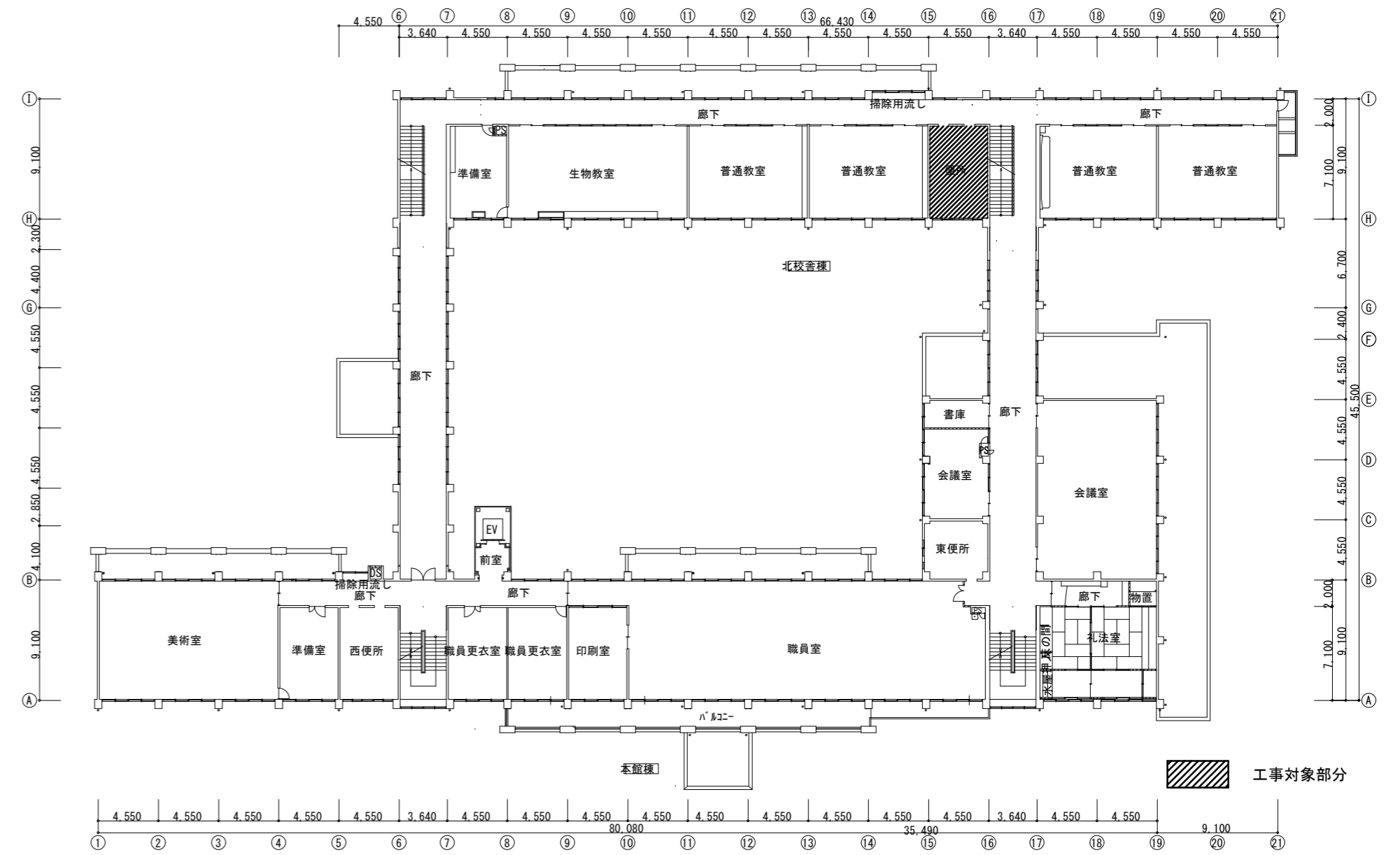
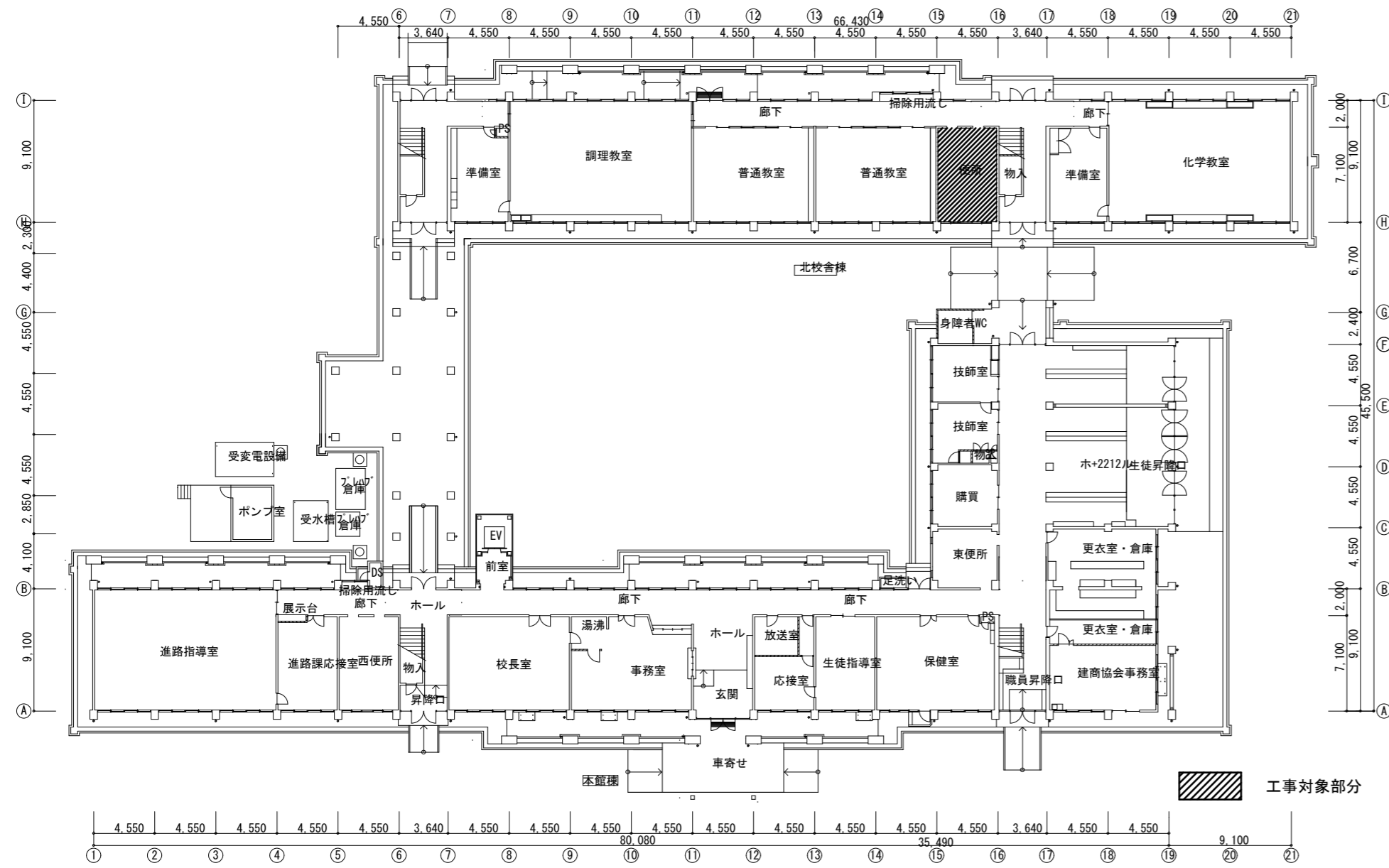
【改修後】  
既設電灯盤(L-1) (屋内埋込型)

注記 1) X印は、撤去を示す  
2) スイッチ撤去後はカバー取付けのこと

【改修前】 (電灯回路) (コンセント回路)

——	IV1.6×2(19)	——	IV2.0×3(19)
——	IV1.6×3(19)		



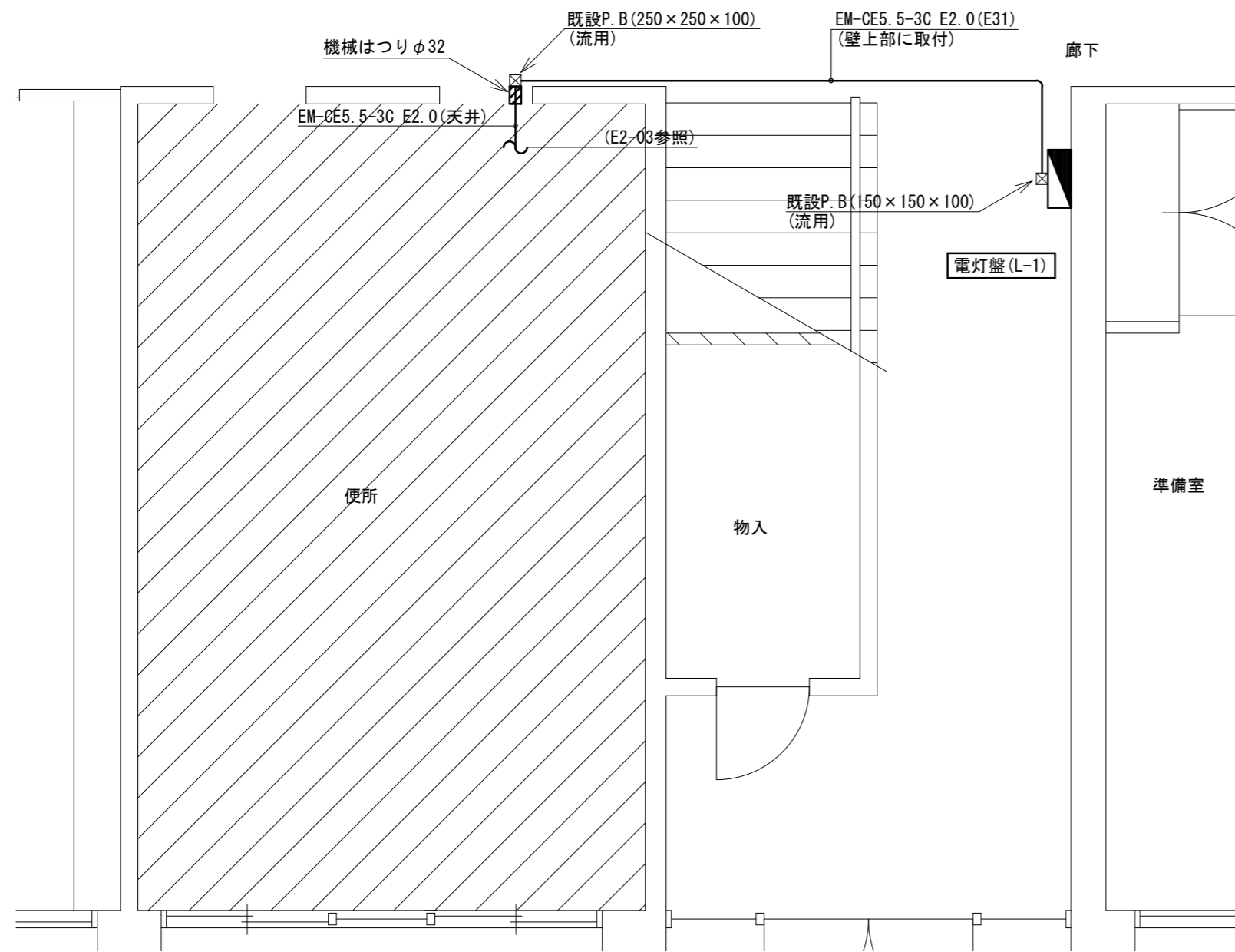


徳島県土整備部営繕課

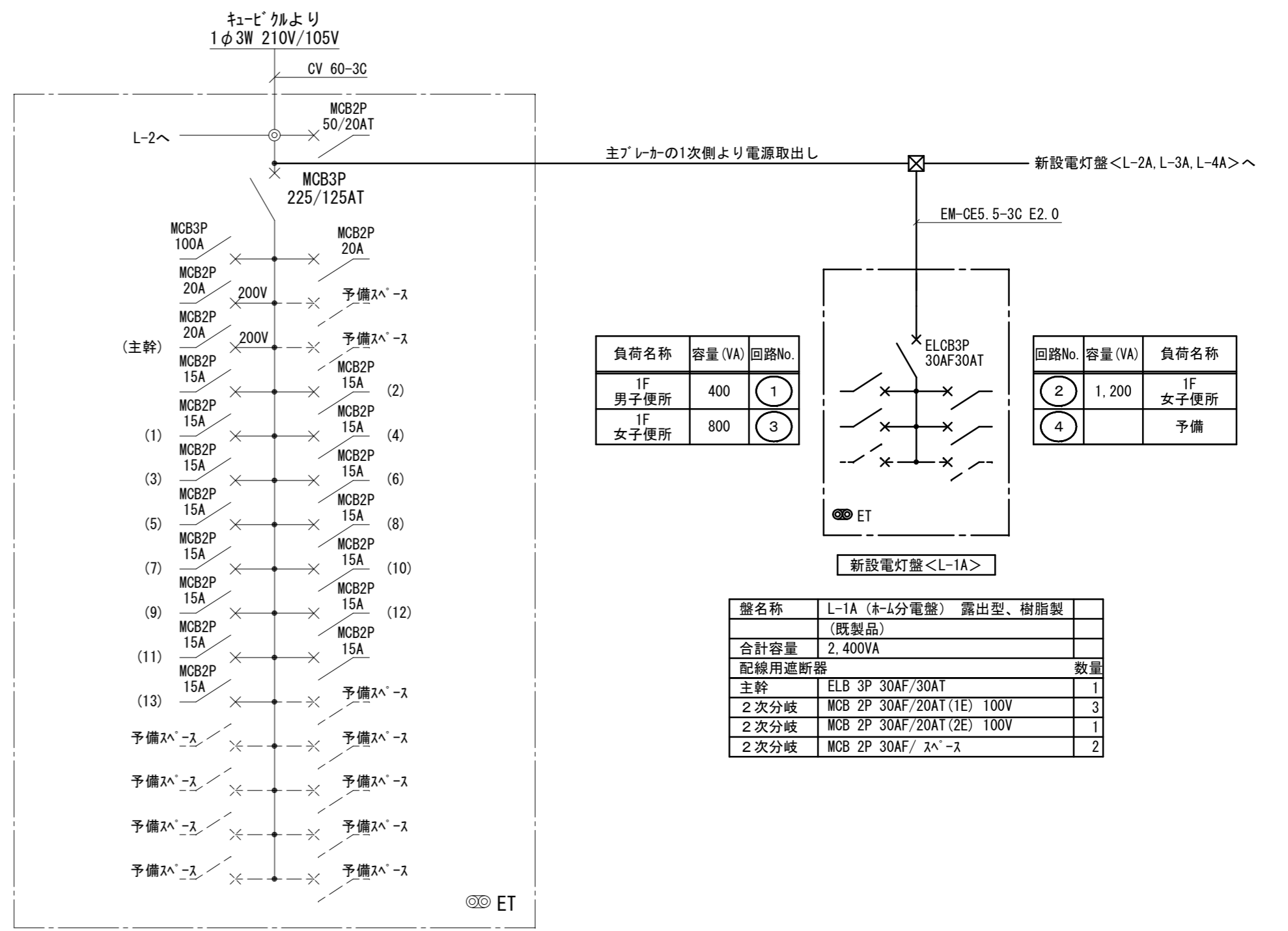
工事名 R6 営繕 徳島商業高等学校 徳・城東 トイレ改修工事電気  
図面名 電気設備 北校舎 1~4階全体図

図面番号 E2-01  
縮尺 1/400 A2:100% A3:70.7%

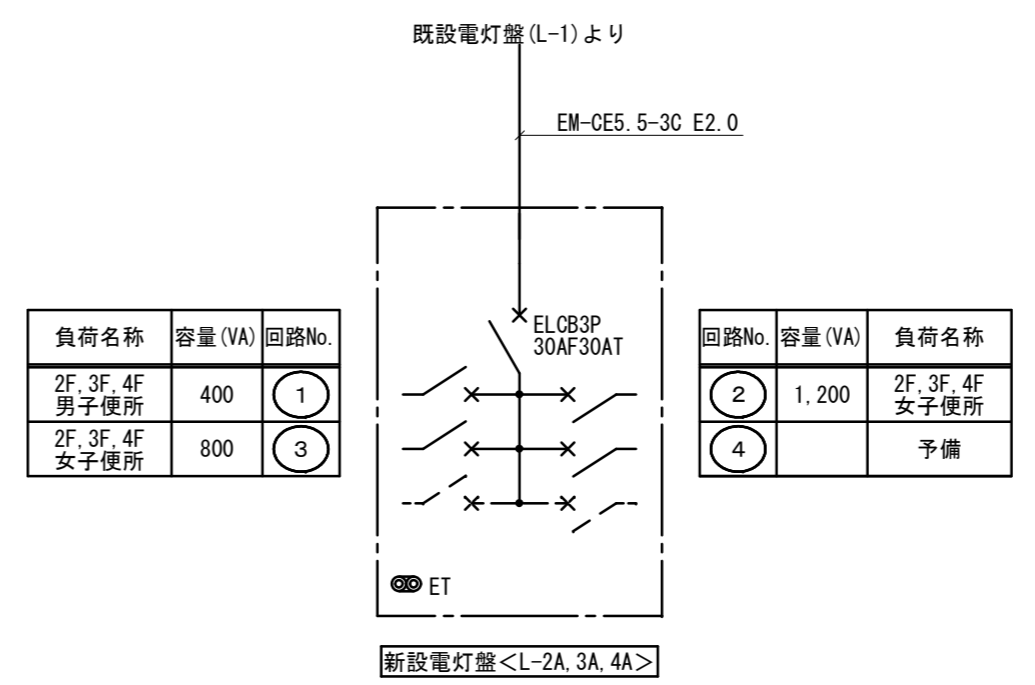
株式会社 川建設  
1級建築士登録 第126265号  
川端社一郎



改修後 1階平面詳細図



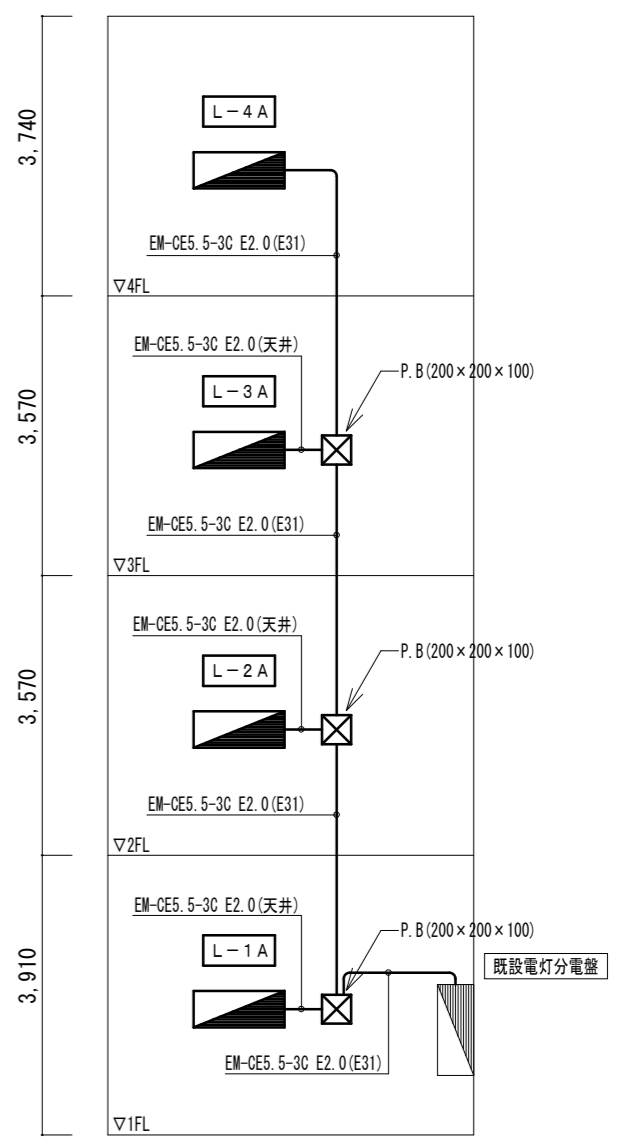
【改修後】  
既設電灯盤 (L-1) (屋内埋込型)

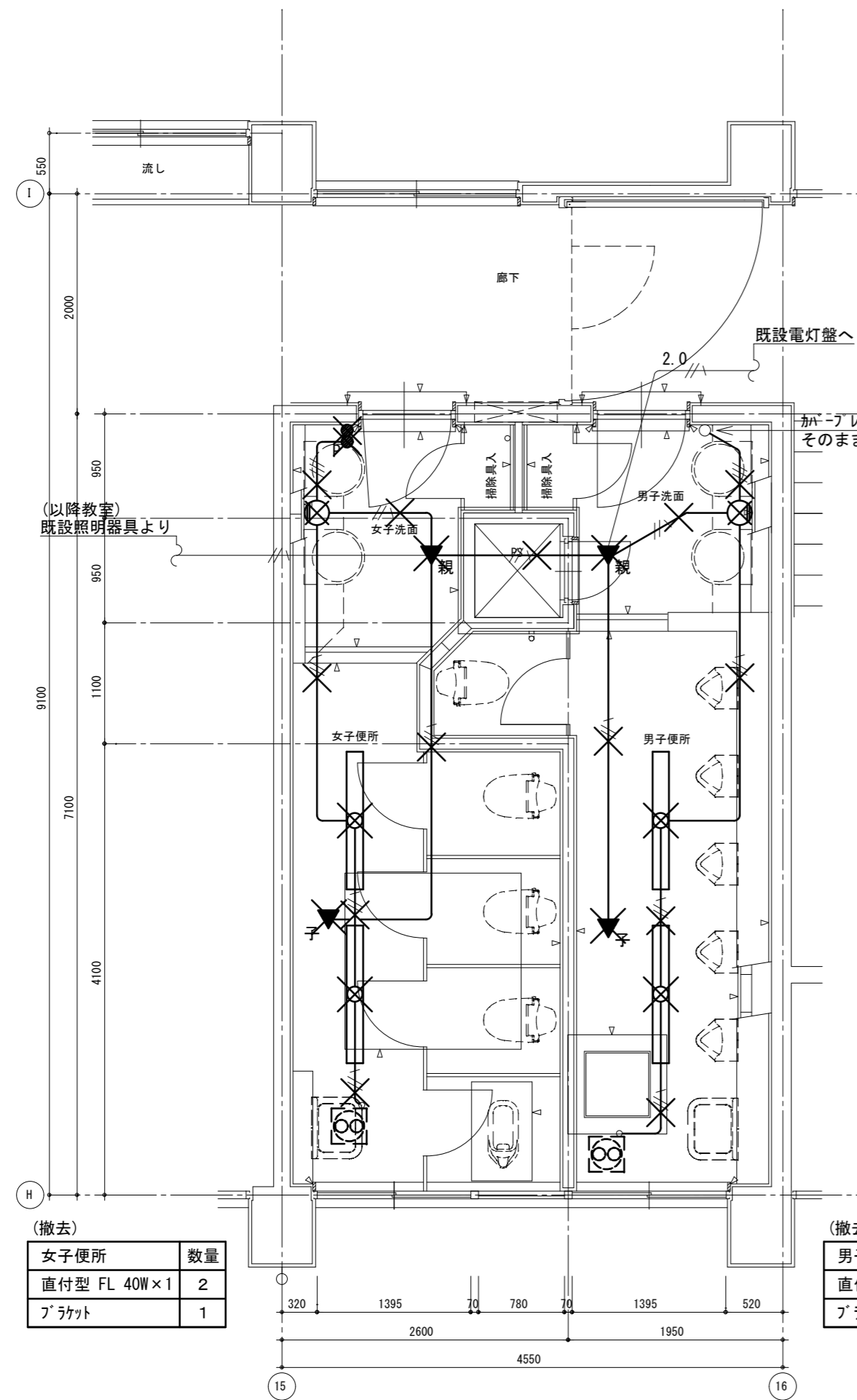


負荷名称	容量 (VA)	回路No.
2F, 3F, 4F 男子便所	400	①
2F, 3F, 4F 女子便所	800	③

回路No.	容量 (VA)	負荷名称
②	1,200	2F, 3F, 4F 女子便所
④		予備

盤名称	L-2A, L-3A, L-4A (ホム分電盤)
露出型、樹脂製、既製品	
合計容量	2,400VA
配線用遮断器	数量
主幹	ELB 3P 30AF/30AT 1
2次分岐	MCB 2P 30AF/20AT (1E) 100V 3
2次分岐	MCB 2P 30AF/20AT (2E) 100V 1
2次分岐	MCB 2P 30AF/ ｽﾞｰｽﾞ 2





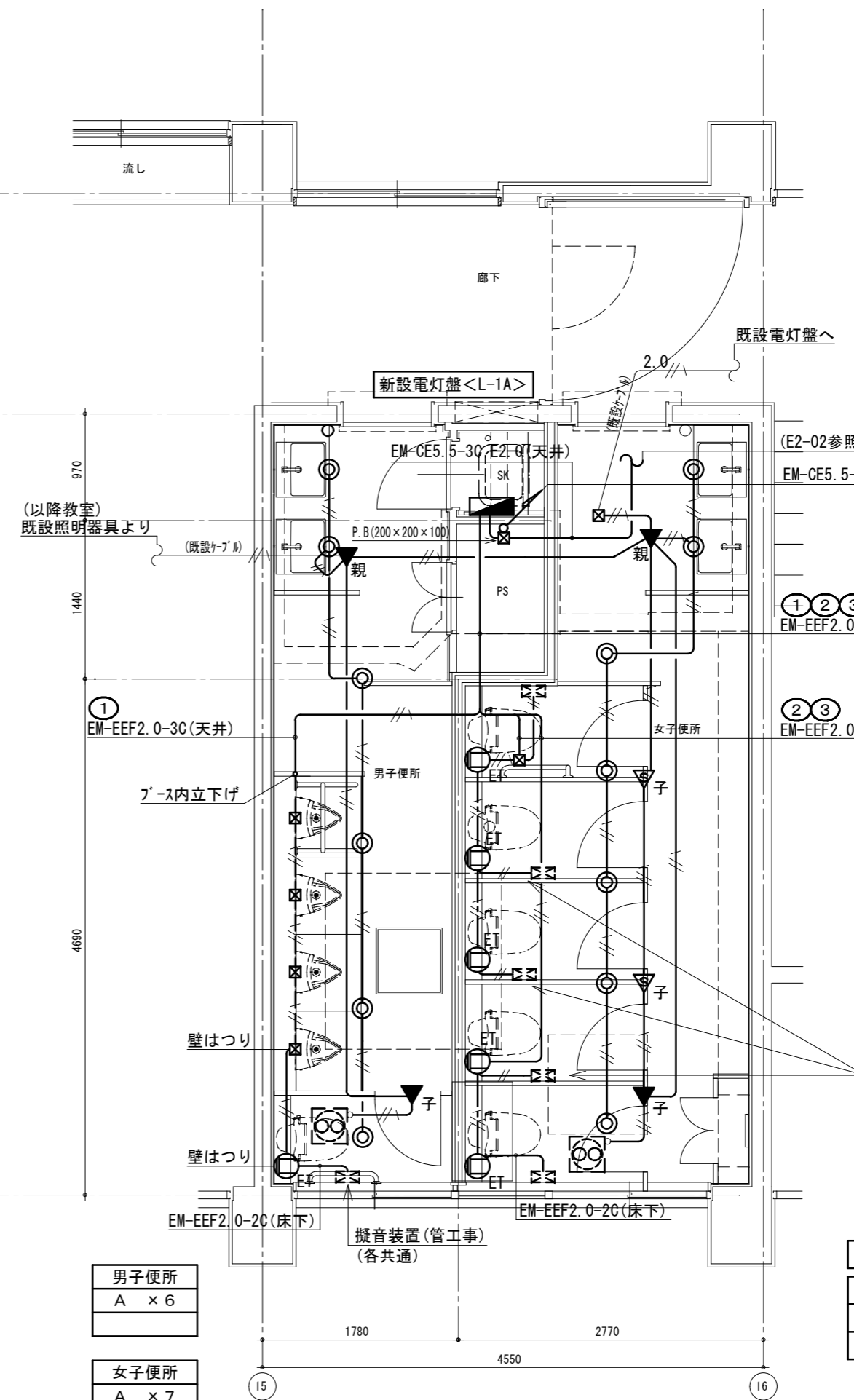
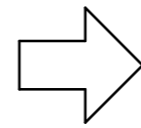
(撤去)

女子便所	数量
直付型 FL 40W×1	2
ブラケット	1

(撤去)

男子便所	数量
直付型 FL 40W×1	2
ブラケット	1

改修前 1階平面詳細図



男子便所	数量
A × 6	

女子便所	数量
A × 7	

改修後 1階平面詳細図

凡例 (コンセント設備)

—— (天井内)
—— (壁内横引き)
----- (ラインダ内横引き)

コンセント～擬音装置までの電源線はダクト内配管(建築工事)配線とする (E-02詳細図参照)

注記 1) X印は、撤去を示す  
2) スイッチ撤去後はかバープレート取付けのこと

【改修前】

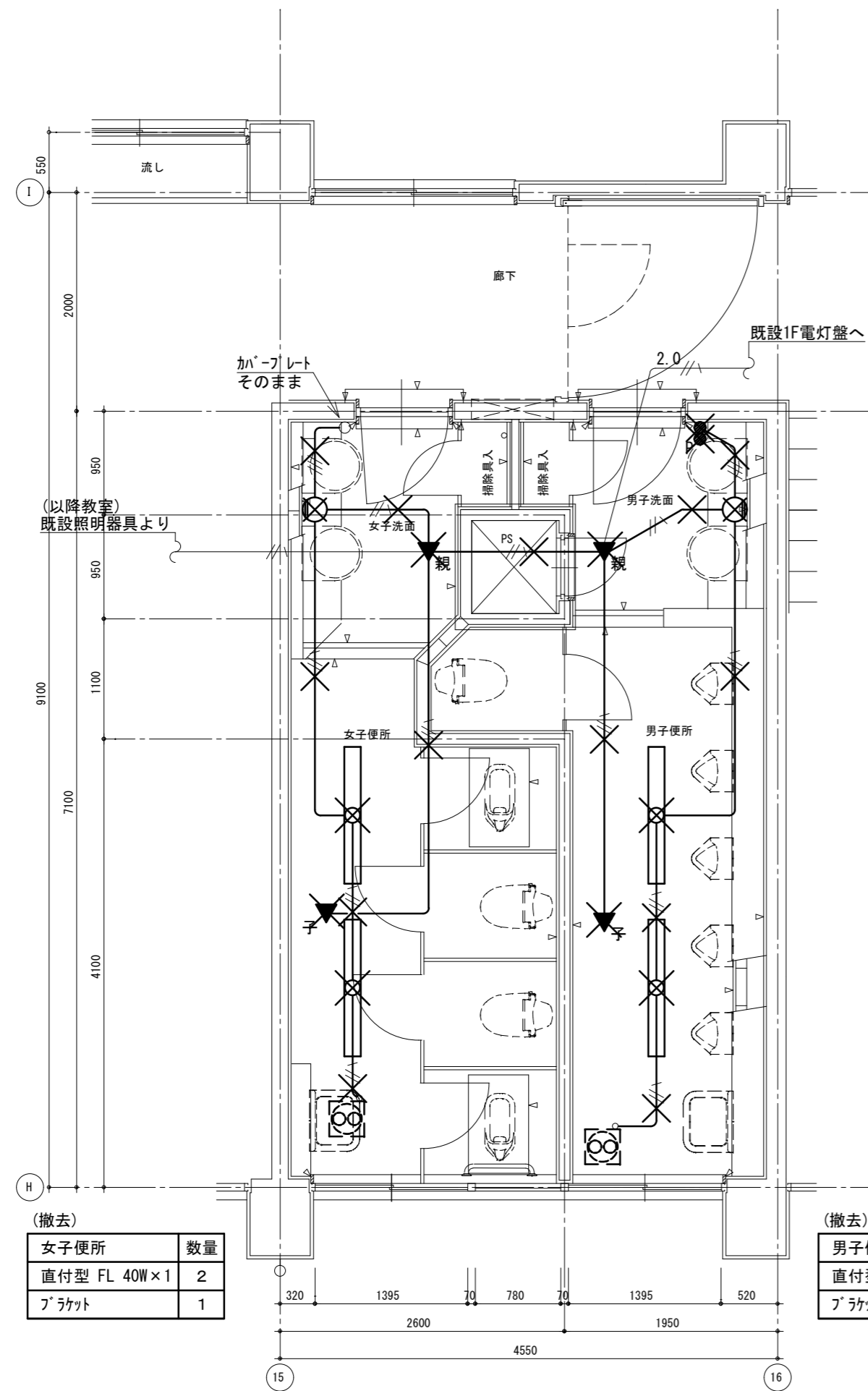
電灯回路	
——	VVF1.6-2C(天井)
——	VVF1.6-3C(天井)

徳島県土整備部管轄課

工事名 R6営繕 徳島商業高等学校 徳・城東 トイレ改修工事電気  
図面名 電気設備 北校舎 1階平面図 改修前後(2)

図面番号 E2-03  
縮尺 1/50 A2:100% A3:70.7%

株式会社 川建設  
1級建築士登録 第126265号  
川端社一郎



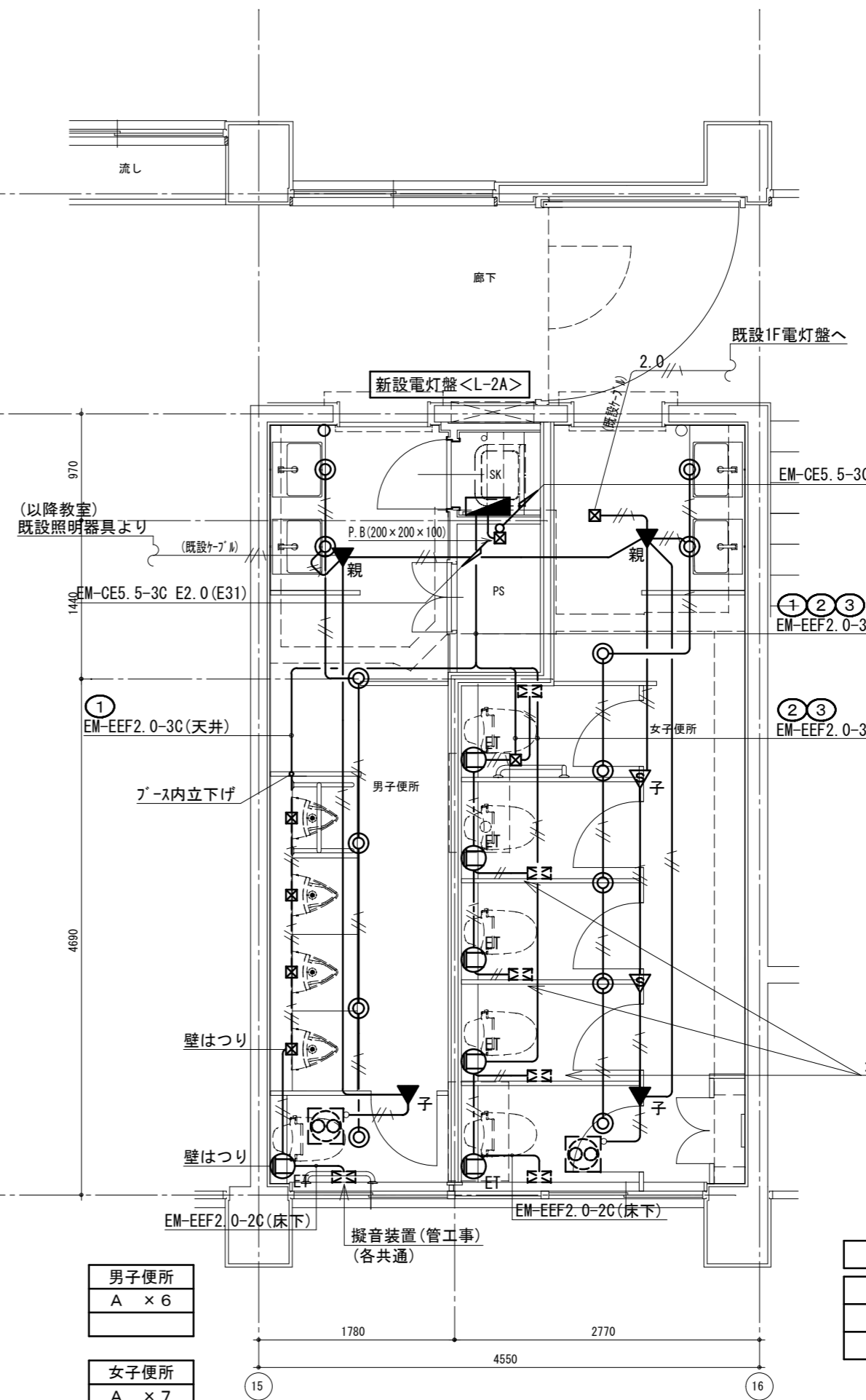
(撤去)

女子便所	数量
直付型 FL 40W×1	2
ブラケット	1

(撤去)

男子便所	数量
直付型 FL 40W×1	2
ブラケット	1

改修前 2階平面詳細図



男子便所
A × 6

女子便所
A × 7

改修後 2階平面詳細図

凡例 (コンセント設備)

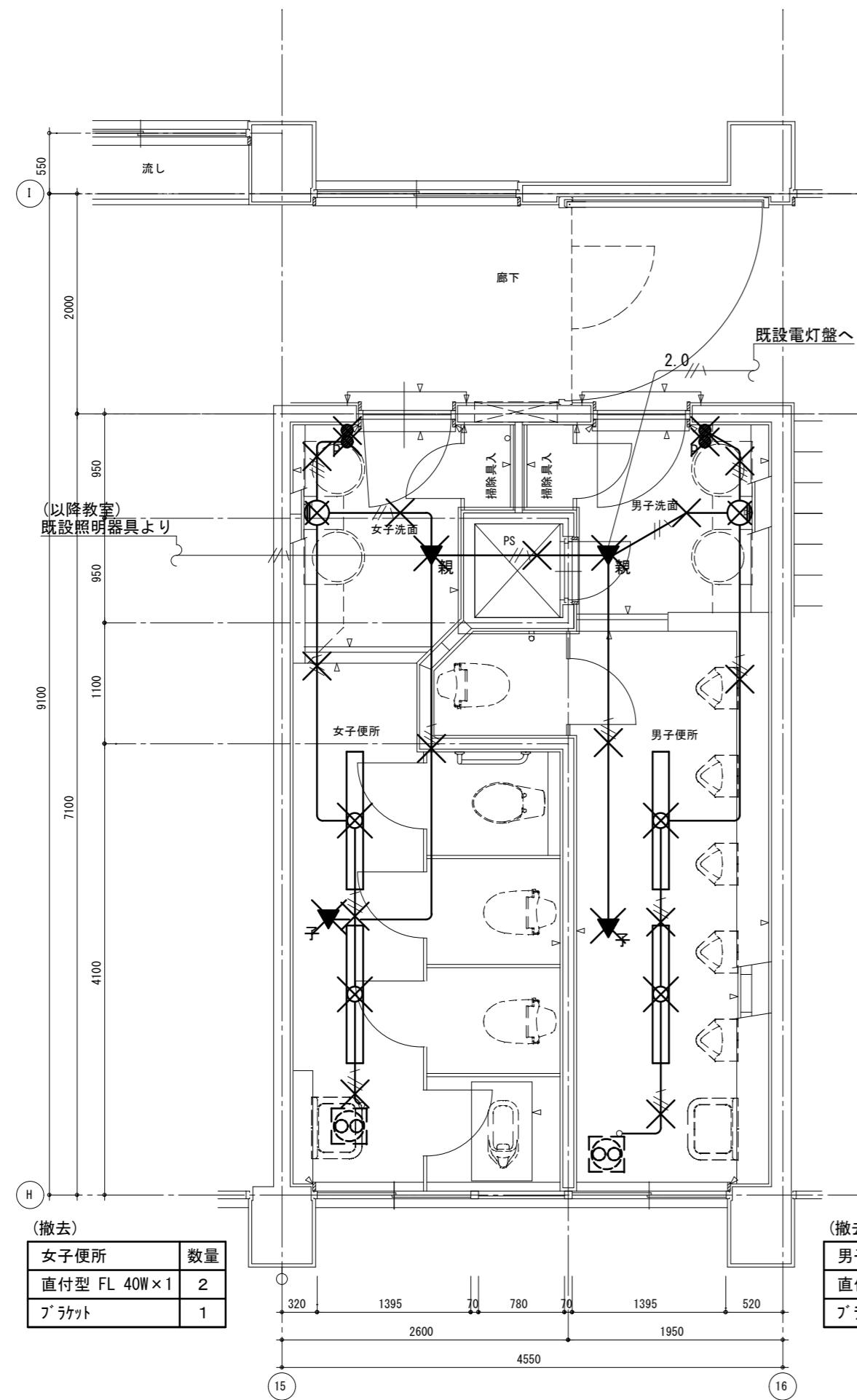
———	(天井内)
-----	(壁内横引き)
-----	(ラインク内横引き)

コンセント～擬音装置までの電源線はP-ス内配管(建築工事)配線とする (E-02詳細図参照)

注記 1) X印は、撤去を示す  
2) スイッチ撤去後は加パ-プレート取付けのこと

【改修前】

電灯回路	
———	VVF1.6-2C(天井)
———	VVF1.6-3C(天井)



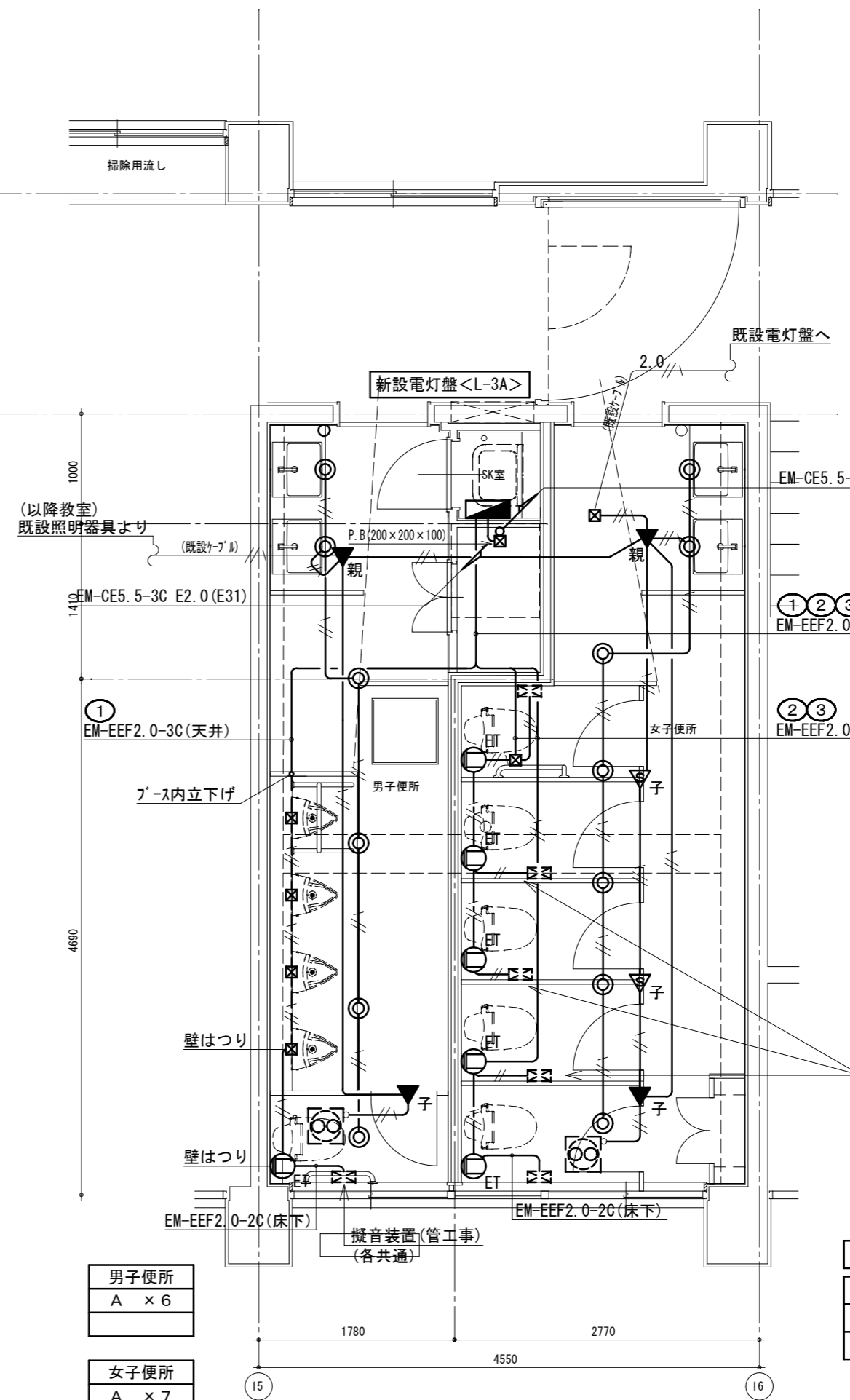
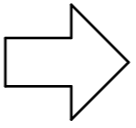
(撤去)

女子便所	数量
直付型 FL 40W×1	2
ブラケット	1

(撤去)

男子便所	数量
直付型 FL 40W×1	2
ブラケット	1

改修前 3階平面詳細図



男子便所	数量
A × 6	

女子便所	数量
A × 7	

凡例 (コンセント設備)

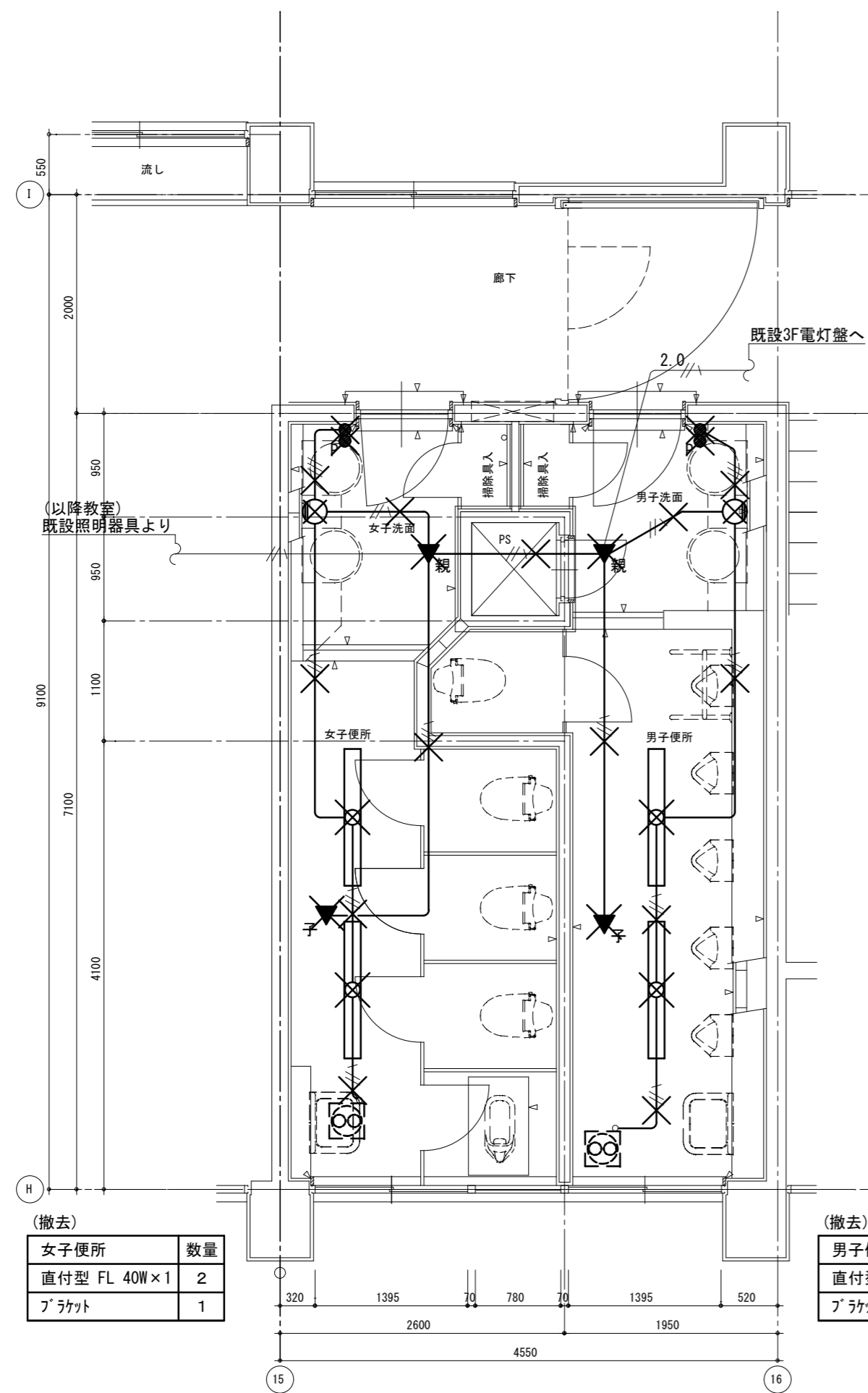
—— (天井内)
—— (壁内横引き)
----- (ラインク内横引き)

改修後 3階平面詳細図

注記 1) X印は、撤去を示す  
2) スイッチ撤去後はカバープレート取付けのこと

【改修前】

電灯回路	
——	VVF1.6-2C(天井)
——	VVF1.6-3C(天井)



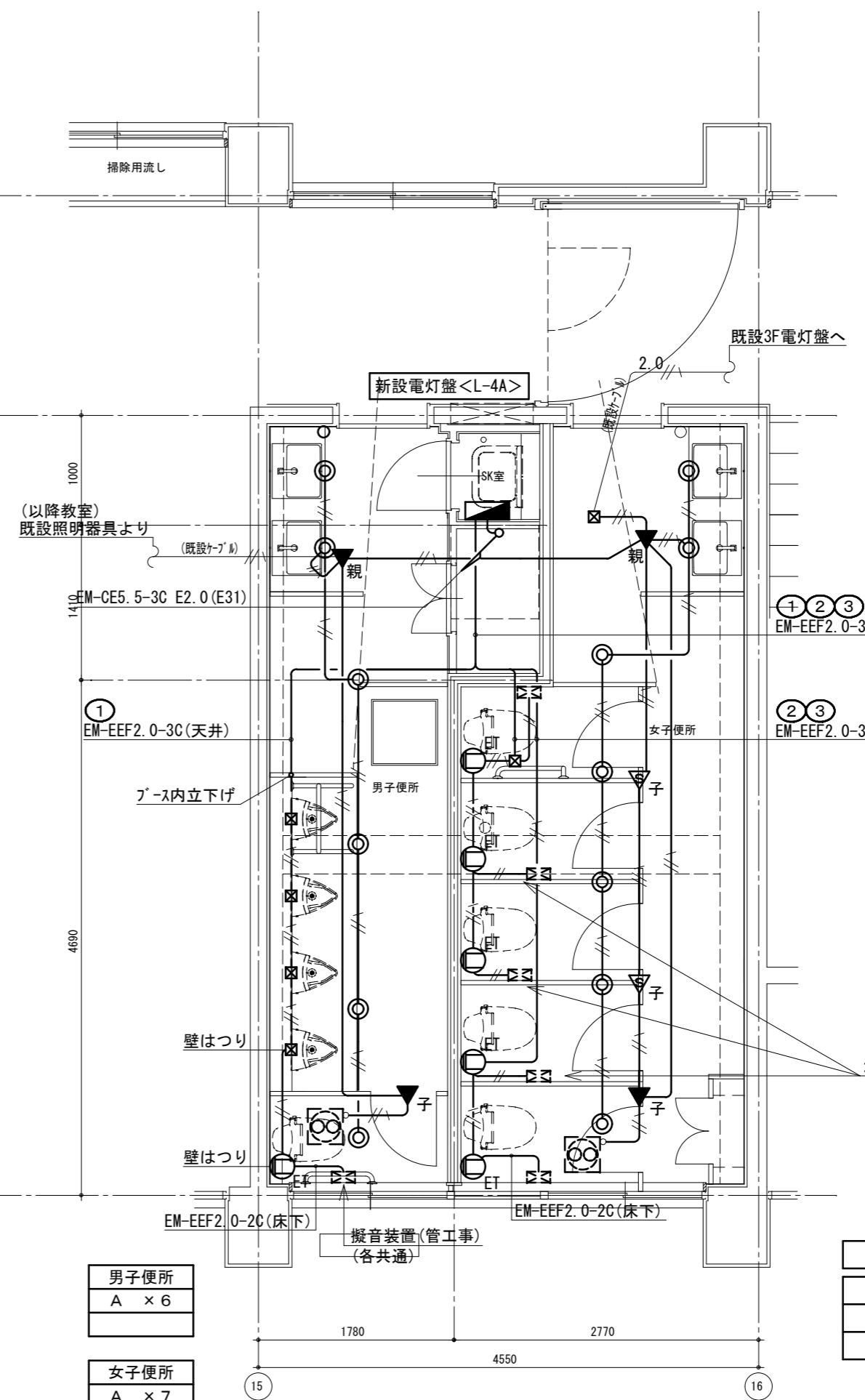
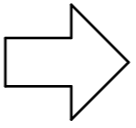
(撤去)

女子便所	数量
直付型 FL 40W×1	2
ブラケット	1

(撤去)

男子便所	数量
直付型 FL 40W×1	2
ブラケット	1

改修前 4階平面詳細図



男子便所	数量
A × 6	

女子便所	数量
A × 7	

凡例 (コンセント設備)

—— (天井内)
—— (壁内横引き)
----- (ライング内横引き)

改修後 4階平面詳細図

注記 1) X印は、撤去を示す  
2) スイッチ撤去後はカバープレート取付けのこと

【改修前】

電灯回路	
——	VVF1.6-2C(天井)
——	VVF1.6-3C(天井)